

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年6月16日（月曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時53分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （7名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵		
欠席委員	上杉 栄一		
委員外議員	加藤 茂樹		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主事	小林 舞実
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 松尾 一繁 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課長補佐 渡邊 佳絵</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 山下 宣之 中央人権福祉センター所長 田渕 聡 中央人権福祉センター総括主査 川口 寿弘 中央人権福祉センター主査 川上 正樹 男女共同参画課長 小清水 晃子 男女共同参画課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 坂本 欣生</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 山川 泰成 危機管理課長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 河口 正博 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 増田 和人 秘書課長 中川 直人</p>		

	文化交流課長 中村 和範 文化交流課課長補佐 入江 竜生 デジタル戦略課長 松田 仁史 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎 【市民生活部】 市民生活部長 谷口 恭子 地域振興課長 河上 昌輝 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 山内 祥光 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右 環境保全課長 西澤 直也 環境保全課課長補佐 広谷 英之 【総合支所】 国府町総合支所長 須崎ひとみ 河原町総合支所長 山根ちはる 佐治町総合支所長 下田 俊介 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 鹿野町総合支所長 小林 克己 鹿野町総合支所副支所長 西垣 拓二
傍 聴 者	1 人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

() おはようございます。

◆吉野恭介委員長 これより、総務企画委員会を開催いたします。まず初めに、欠席委員について御報告いたします。上杉委員より、病気療養のため、本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日の日程であります。まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、陳情審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部の順に進めてまいります。よろしくお願いたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず、塩谷総務部長に御挨拶をいただいた後に、4月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 おはようございます。

() おはようございます。

○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷でございます。今日は、総務企画委員会、どうぞよろしくお願いたします。本日説明させていただきます総務部と危機管理部に関する議案のほう7件、

それから報告事項のほうが3件ということで、よろしくお願ひいたします。

まず、議案のほうですけども、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）、それから、議案第88号鳥取市税条例の一部改正について、それから、議案第89号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、それから、議案第93号と94号は財産の取得について、それから、議案第97号、98号は専決処分事項の報告及び承認についてということで、議案のほうの説明をさせていただきます。

次に、報告事項としまして、報告第7号繰越明許費繰越計算書についてであります。それから、報告第11号放棄した債権の報告について、それから、麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化について、中央人権福祉センターのほうから報告をさせていただきます。

詳細につきましては、それぞれ関係課長のほうから御説明を申し上げます。

それでは、4月の人事異動におきまして、新たな体制でスタートしておりますので、自己紹介のほうをさせていただきたいと思ひます。

まずは、改めましてですけども、4月の人事異動で、総務部長を拝命いたしました塩谷です。どうぞよろしくお願ひします。

○**山川泰成危機管理部長** 危機管理部長の山川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長** 税務・債権管理局長兼市民税課長の中島でございます。固定資産税課長からの引き続きです。よろしくお願ひいたします。

○**山下宣之人権政策局長兼人権推進課長** 人権政策局長兼人権推進課長の山下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**松尾一繁検査契約課長** 4月の人事異動で、検査契約課長を拝命いたしました松尾と申します。下水道企画課下水道管理室からの異動です。よろしくお願ひします。

○**雁長 徹固定資産税課長** 4月の人事異動により、固定資産税課長を拝命しました雁長と申します。よろしくお願ひいたします。

○**小清水晃子男女共同参画課長** 男女共同参画課長を拝命しました小清水晃子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**田淵聡中央人権福祉センター所長** 中央人権福祉センター所長兼人権交流プラザ所長の田淵聡と申します。建築住宅課からの異動です。

○**坂本欣生男女共同参画センター所長** 男女共同参画センターの坂本でございます。関西事務所からの異動です。どうぞよろしくお願ひします。

○**濱崎浩司総務課課長補佐** 4月の人事異動で、総務課課長補佐を拝命しました濱崎浩司と申します。よろしくお願ひいたします。

○**川口寿弘中央人権福祉センター総括主査** 中央人権福祉センター総括主査兼人権交流プラザ総括主査を拝命いたしました川口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**川上正樹中央人権福祉センター主査** 人権福祉センター主査兼人権交流プラザ主査を拝命しました川上です。よろしくお願ひします。自己紹介は、以上になります。

◆**吉野恭介委員長** ありがとうございます。皆さん、よろしくお願ひいたします。

自己紹介のみで議案説明、報告のない部署の方は、御退席をお願いします。

議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いいたします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、私から、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）、所管に属する部分について御説明をいたします。説明に当たりましては、A4横の資料の1の1総務企画委員会説明資料（令和7年度6月補正予算）に沿って説明をさせていただきます。なお、次ページ以降、資料の左に予算書並びに事業別概要のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。歳入につきましては、歳出の特定財源として説明できるものについては省略をいたしております。

それでは、2ページを御覧ください。上段、款繰越金、前年度繰越金、補正額が3億1,131万2,000円でございます。こちらは、このたびの一般会計補正予算（第1号）、総額10億9,986万4,000円、こちらに必要となる一般財源でございます。なお、繰越金につきましては、現在決算作業に入っております、今月末には、監査委員の審査に付していきたいと考えております。審査の後、監査委員の意見をつけまして、9月定例会に提案をさせていただき、御承認をいただいてから前年度繰越金が確定すると、そういう流れになりますが、現時点では、前年同様20億円程度になると見込んでおります。

歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。資料は、次ページ、3ページをお開きいただきますようお願いいたします。

最初に、危機管理課所管事業について説明をさせていただきます。総務費、総務管理費、諸費、総合防災対策費の防災行政無線整備事業費でございます。1,890万円の増額補正をお願いするものでございます。本市では、防災行政無線、これは、屋外拡声子局などを整備しているものでございますが、これらを整備いたしまして、Jアラート情報でありますとか、市から発する避難情報など、災害時の緊急情報を迅速かつ確実に伝達する体制を整えているところでございます。Jアラートと申し上げますのは、正式には、全国瞬時警報システムといたしまして、消防庁から人工衛星を経由して発信される地震や津波、国民保護などの緊急情報を、防災行政無線などを利用して、瞬時に住民に伝えるシステムのことでございます。このたび、消防庁より、現在運用されているJアラートの受信機が、導入から6年以上が経過し、今後、故障等のサポートができなくなる旨の通知がございまして、全国の自治体で、新たなJアラート受信機の導入が必要になったものでございます。事業費の内容といたしましては、防災行政無線用Jアラート受信機の更新と、それに伴う試験調整費、その他関連する情報発信システムの改修経費でございまして、財源は、地方債、緊急防災・減災事業債でございまして、これを100%充当することとしております。

危機管理課所管事業については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵聡中央人権福祉センター所長 款民生費、項社会福祉費、目人権交流プラザ管理費でございます。現在、人権交流プラザの内部改修工事を行っておりまして、工事業者から、敷地内でガスの臭いがするという報告があり、都市ガスを使用していることから、鳥取ガスに調査を依頼したところ、入り口から約20メートル辺りのガス管からガス漏れが発見されました。直ちに応急処置を行い、現在は爆発するような危険はないようにしております。当プラザは、建築年度、昭和52年と古く、ガス管が老朽化していることから、敷地内のガス管を修繕する費用を補正で計上するものであります。補正額は96万7,000円です。財源は一般財源です。以上です。

◆吉野恭介委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なしです」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めて、次に参ります。

議案第88号鳥取市税条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第88号鳥取市税条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。鳥取市税条例の一部改正について御説明します。資料2の2ページを御覧ください。鳥取市税条例の一部改正で、地方税法の改正に伴い、規定の整備及び所要の整備を行うものです。

2番、改正の内容ですが、公示送達制度について、公示事項をインターネットを利用する方法により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことができる措置を行うとともに、公示事項が記載された書面を市事務所等に掲示し、事務所等の掲示場に掲示し、公示事項をその市の事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を取ることとするものです。こちらは、市税条例第11条の関係になります。

2番目で、市民税における所得控除のうち、新たに、19歳以上23歳未満の特定親族特別控除が創設されることに伴い、これに関する規定の整備を行うものです。第27条の2、第29条の2以降、あと3項が関係してまいります。

3番目に、市たばこ税について、令和8年4月以降に売渡し等が行われる加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴い、関係規定の整備を行うこととするものです。こちらは、近年、紙巻きたばこの代用品として、加熱式たばこの販売が拡大していることで、課税の公平を保つために改正されるものです。

その他所要の整備ということで、ちょっと口頭で言うような御説明になりますけれども、29条の2の関係で、新旧対照表の5ページを御覧いただけますでしょうか。こちらのところで、5ページの中ほどに、もしくは雑損失っていうところに下線が引いてあると思いますが、これが、従前は、もしくは純損失ということで、雑損失とするべきところを、純損失ということの

字句の誤りがあったということで、ここの誤記を訂正するものです。

7ページを御覧ください。これは、64条の2で、固定資産評価審査委員会の設置に関するところで、こちらが改正するものが、審査委員会の委員の定数は3人以上とするということに訂正をさせていただきます。従前3人以下ということで規定しておりましたけれども、地方税法の既定で、委員の定数は3人以上ということで、市の条例で定めるということになっておりますので、現在、委員の定数3人ということで、特に運用上誤りはないんですけれども、今後は整合を図る意味がありますので、ここも訂正をさせていただくということです。

8ページを御覧ください。こちらについては、身体障害者等に対する種別割の減免の項目で、身体障害者と精神障害者も対象になってくるんですけれども、身体障害者等っていうところのくくりの部分が、句点とか引用で定義づけするところの部分で、ちょっとずれがあったものですから、減免の適用の範囲の既定が適切なものになるように改正をするものです。以上、所要の整備としております。

3番目に、これら施行期日等は、公布の日から施行することとするものです。ただし、一部ただし書で、施行日が異なるものもございます。説明としては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

説明のみとなっておりますが、委員の皆様で確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 89 号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、議案第 89 号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長でございます。そうしますと、お手元の資料2の総務企画委員会付議案等説明資料、12ページ～14ページにより説明させていただきます。議案書は、付議案 15 ページの議案第 89 号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを御覧ください。

それでは、このたびの条例改正について、資料に沿って説明させていただきます。改正の目的及び内容は記載のとおりでございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、提案させていただくものであり、具体的には、鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例に規定する対象施設の設置期限を、現行の令和 7 年 3 月 31 日から、令和 10 年 3 月 31 日に改めるものでございます。

なお、条例の施行期日は、公布の日からとしております。また、このたびの省令改正は、企業の設備投資に時間がかかることや、エネルギー価格等の高騰が続いている中で、地域経済に高い付加価値を生み出す設備投資には、まだ時間がかかるという観点が、背景として上げられております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様、確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、続けて参ります。

議案第93号財産の取得について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第93号財産の取得について、執行部、説明をお願いします。田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。議案第93号につきましては、付議案で説明をさせていただきたいと存じます。付議案33ページをお開きいただきますようお願いいたします。議案第93号財産の取得についてでございます。

これは、鳥取市消防団に配備している消防ポンプ自動車のうち、老朽化した1台を更新することを目的とするものでございます。取得方法は、一般競争入札、取得金額は2,761万円、取得の相手方は、株式会社吉谷機械製作所でございます。納期は、令和8年3月27日までとしておりまして、納入後は、鳥取大和分団に配備する予定としております。

予定価格が2,000万円以上の動産の買入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めて、次に参ります。

議案第94号財産の取得について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第94号財産の取得について、執行部、説明をお願いします。田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。同様に、付議案の35ページのほうをお願いいたします。議案第94号財産の取得についてでございます。

これは、鳥取市消防団に配備している小型動力消防ポンプ付多機能型積載車のうち、老朽化した1台を更新することを目的とするものでございます。取得方法は一般競争入札、取得金額は2,035万円、取得の相手方は、株式会社吉谷機械製作所でございます。納期は、令和8年3月27日までとしておりまして、納入後は、河原第2分団に配備する予定としております。

提案理由は、先ほどの議案第93号と同様でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。それでは、議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分について御説明いたします。

こちらは、令和7年3月31日に専決処分を行いました、令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第11号）でございます。付議案は41ページ、予算書は別冊でございます。説明に当たりましては、資料の1の2、総務企画委員会説明資料（令和6年度3月専決補正予算）に沿って説明をさせていただきます。それでは、2ページを御覧ください。

初めに、地方譲与税でございます。こちらは、国税の一部が地方自治体に配分されるものでございまして、項自動車重量譲与税から、次の3ページの上段、森林環境譲与税まで、令和7年3月31日に交付決定をいただきましたので、補正計上するものでございます。

その次、款利子割交付金から、ページを進んでいただきまして、5ページの自動車税環境性能割交付金までは、県税の一部が配分されるものでございます。

その次、5ページの一番下、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、こちらは、固定資産税のうち、コロナ対策関連で、先端設備を導入された事業者に対して、軽減措置を行う国の制度がありますことから、減額した税収を国が補填するもので、それぞれ決定通知をいただいた額を計上するものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。上段、款地方交付税、地方交付税（特別交付税）、補正額は7億3,162万3,000円、これは、特別交付税の確定配分額を計上するものでございます。こちらにつきましては、除雪対策や、ねりんピックなど、特別需要に対する財源不足に対応して交付決定をいただいたものでございまして、本市の実情をしっかりと国へ伝え、要望を行うことなどで、このたび過去最高額の32億398万円となりました。

次に、その次の段、款交通安全対策特別交付金、こちらも、国からの交付決定に基づき、補正計上をさせていただくものでございます。

歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江でございます。続きまして、歳出予算について御説明いたします。資料は8ページになります。まず、総務費、総務管理費、一般管理費、退職手当についてでございます。予算書は26ページです。退職手当につきましては、直近の2月議会におきまして、退職者の見込みに基づき補正予算を計上し、承認をいただいたところです。しかしながら、その後、3月の中旬頃に入りまして、予定にない4名の職員から、自己都合による退職願の提出がありました。このため、4名分の退職手当の支給に当たり、8,928万2,000円を専決処分により対応させていただいたものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。その下の段、財産管理費、基金積立てでございます。まず、財政調整基金積立金として、5億3,933万9,000円を計上させていただくものです。これは、6年度2月追加補正で計上しました、緊急除雪対応経費の財源として取り崩した財政調整基金について、その当時、5億、財源として崩しましたけども、特別交付税の増額がありましたので、剰余金の一部と合わせて積み戻しをさせていただくものです。

次に、減債基金積立金、こちら2億4,096万1,000円です。これは、繰上償還の原資として積立てを行うものでして、事業の所管は建設水道委員会となりますが、令和3年7月の大雨で、市内で地滑りが発生しました。具体的には、市道金沢瀬田蔵線ほか2路線ですけども、こちらの災害の範囲が確定いたしまして、国の災害査定を受けた結果、補助対象の災害とすることができました。よって、既に借入れを行っております単独災害復旧事業債の繰上償還を行う必要が出まして、その財源として、このたび決定された災害復旧の国庫補助金、予算書20ページ、そして補助災害の災害復旧事業債、予算書24ページ、こちらを原資として、繰上償還相当額を積立てするものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。その下、ふるさと納税基金積立金でございます。こちら、ふるさと納税の令和7年1月～3月分の寄附金を計上しているものでございます。詳細でございますが、個人から頂いた件数が1,171件で、6,223万4,000円となります。以上です。

◆吉野恭介委員長 濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 では、9ページを御覧ください。上2つが、総務課の予算になります。款総務費、項統計調査費、目指定統計調査費の国勢調査調査区設定費及び農林業センサス費です。予算書は26ページになります。どちらも、国の指定統計に係る事業費でございます。県委託金、これは、財源は国費になるんですけども、県委託金で行うものでございます。この県費の確定に伴う補正になっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 3民生費、1社会福祉費、16人権交流プラザ管理費でございます。こちらは、財源更正となります。700万の地方債を減額して、一般財源に財源更正をするものであります。予算編成に当たりまして、充当率が100%でない起債事業につきまして、起債裏に、行政改革推進債を充当していましたが、行革債は交付税措置のない起債であるため、特別交付税を増額などして、最終的に歳入が増加したことによって、3月専決で全ての行革債を剥がして、財源更正を行ったものであります。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課、宮崎でございます。その下段、款公債費、利子、長期借入金利子償還金、補正額は39万7,000円でございます。こちらは、利率見直しなど、実績確定による増でございます。

議案第97号の説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第98号専決処分事項の報告及び承認について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第98号専決処分事項の報告及び承認について、執行部、説

明をお願いします。中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局长兼市民税課長 市民税課、中島です。では、議案第98号鳥取市条例の一部改正に係る専決処分事項の報告及び承認についてですけれども、資料2の15ページを御覧ください。資料2の15ページを御覧ください。改正の目的ですけれども、地方税法の一部改正に伴い改正を行いましたので、そちらになります。これは、ちなみに、施行日が令和7年4月1日に施行するものですので、同じく、先ほど出ました地方税法の一部改正に関するものですけれども、専決処分といたしましたので、その報告を行うものです。

2番目の改正の内容です。(1)で、軽自動車税の種別割について、原動機付自転車のうち、二輪のもので、新たに総排気量が125cc以上かつ最高出力が4キロワット以下のものに係る税率を2,000円ということで、新たな税率を設定するものです。

2番目で、軽自動車税種別割の身体障害者等に対する減免を受けようとする者について、マイナンバーカードと運転免許証が一体化された関係で、必要な措置を定めたものでございます。

3番目で、これは固定資産税に関するものです。長寿命化に資する大規模修繕マンションに係る固定資産税の減額措置について、納税者の便宜を図るために、マンションの管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から、減額措置に関する申告書の提出がない場合でも、減額措置を適用することができることとし、併せて修繕等に係る期限を、令和9年3月31日まで延長することとしたものです。

その他、条ずれ等の所要の整備について行っております。

条例は、お話ししましたように、令和7年4月1日からの施行ということになります。説明としては以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

ここで、議案説明のみで報告のない部署の方は、御退席をください。

報告第7号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。まず、報告第7号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いいたします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。では、続きまして、繰越明許費繰越計算書につきまして、総務部及び危機管理部所管の事業につきまして御報告をさせていただきます。付議案は47ページです。なお、報告に当たりましては、資料2、総務企画委員会付議案等説明資料、24ページに従いまして御報告させていただきます。御覧いただきますようお願いいたします。

24ページの一番上、総務費、総務管理費の気高法面崩壊復旧事業です。この事業は、令和5年7月の大雨の日より発生した、気高町酒津地内ののり面崩壊に係る復旧工事におきまして、復旧対策範囲の境界確定のために不測の日数を要したことから、工期を確保するため、繰越明

許の議決をいただき、事業費の全額 3,710 万円を繰越しさせていただき、本年度執行するものでございます。

続きまして、次の段、財産管理事務費です。こちらは、円護寺地内の水路の改修工事に係る工事費につきまして、工事に係る資材の納入に不測の日数を要したため、工期を確保するため、繰越明許の議決をいただき、事業費の一部、741 万 2,000 円を繰越しさせていただき、本年度執行させていただくものでございます。

続きまして、同じく 3 段目、国土調査事業（令和 6 年度国 1 次補正）です。本市の地籍調査を推進していくために、財源確保のため、国の補正予算に呼応いたしまして、2 月議会におきまして議決をいただきました事業費の全額、5,637 万 6,000 円を繰越しさせていただき、本年度の事業費と合わせて執行をさせていただくものでございます。私のほうからの報告は以上です。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。引き続き、危機管理課所管事業について説明をさせていただきます。続きの段になります。消防費、消防費、消防署庁舎等整備事業でございます。1 億 2,439 万 1,000 円の事業費全額を本年度に繰越しをさせていただいております。この事業は、鹿野町乙亥正地内、これは、山陰道浜村鹿野温泉インターの近くでございますが、こちらで実施しております気高消防署移転新築に係る造成工事に関するものでございます。盛土に使用する公共残土の運搬等の工期の確保のため、令和 7 年 2 月議会で繰越明許させていただいたものとなります。現在、造成工事はほぼ完了しておりまして、予定どおり、今月末には、市のほうに引渡しを受けることとなっております。その後、用地を東部広域に貸し付け、令和 9 年 3 月の運用開始に向け、現地において、東部広域により、消防署庁舎の建設工事が行われる予定となっております。

続きまして、もう一件でございます。消防ポンプ車格納庫建設事業でございます。5,975 万 4,000 円のうち、4,054 万円を繰越しさせていただいております。この事業は、老朽化による河原第 2 分団消防ポンプ車格納庫の建て替え事業でございます。新しい格納庫は、旧西郷地区公民館を解体し、その跡地に新築する計画でありましたところ、先行する旧西郷地区公民館の解体工事の遅れにより、格納庫新築工事の着工時期も遅れる見込みとなったため、令和 6 年 12 月議会において、適正工期を確保するために繰越しをさせていただいたものとなります。令和 6 年度中に執行した前金払いの残額 4,054 万円を、繰越しをさせていただいております。工事の進捗につきましては、現在は新築工事を施工中で、順調に進捗をしており、完成予定は令和 7 年 10 月と、予定どおりとしているところでございます。

繰越明許費繰越計算書についての説明は、以上となります。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。

報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、報告第 11 号放棄した債権の報告について、所管に属

する部分の説明を、執行部、お願いします。山下局長。

○山下宣之人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課の山下でございます。それでは、報告第11号放棄した債権の報告について御説明をさせていただきます。人権推進課の所管であります住宅新築資金等貸付金についての御報告でございます。付議案は70ページでございます。説明は、資料の2、総務企画委員会の付議案等説明資料に沿って行いますので、25ページを御覧いただきたいと思います。

1番の債権についてでございます。住宅新築資金等貸付金は、鳥取市住宅新築資金等貸付条例に基づいて、昭和42年～平成8年までに貸付けを行ったもので、令和4年度からは一般会計に移行し、償還事務を行っているところでございます。貸付総額は89億6,772万7,000円でございます。未収金の推移につきましては、令和5年度は約7億5,241万5,000円、令和6年度は6億8,660万円余りを見込んでおりまして、貸付金の約92%を回収しているところでございます。このたび放棄した債権の額は79万5,330円で、債権放棄の事由は、条例第7条第1項第4号、破産法に基づくものでございます。

2番の債権放棄の内容について御説明いたします。滞納している債務者に対しましては、督促状や催告書を発送いたしまして資金回収に努めているところでございますが、主たる債務者は、破産法の規定による免責許可の決定が確定されたものでございます。また、連帯保証人からは、時効の援用の申出があり、保証債務が消滅し、令和7年3月31日に債権放棄の手続を行ったものでございます。

債務者の説明をいたします。昭和58年度に、住宅改修資金300万円を年利2%、償還期間15年で貸付けを行いました。利息部分と合わせた償還額は、348万6,715円でありました。このうち、269万1,385円は返済済みでございます。放棄した債権の額は、79万5,330円でございます。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。

麒麟のまち「官民連携プラットフォーム」の包括化について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化について、中央人権福祉センターより説明を受けたいと思います。田淵所長。

○田淵聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター所長、田淵です。麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化について報告をさせていただきます。資料は27ページになります。

官民連携プラットフォームの包括化でございますけれども、官民連携プラットフォーム形成の経過を、まず説明をさせていただきたいと思います。令和元年度、麒麟のまち圏域で構成している首長が集まる麒麟のまち創生戦略会議において、地域食堂を推進することを決定いたしました。それから、令和3年度、麒麟のまち圏域に、食支援ロジ・ハブ拠点を整備することを確認し、中央人権福祉センターを中心に、ハブ拠点として、気高人権福祉センター、河原人権福祉センター、八東町にあります八頭町中央人権啓発センター、それから、新温泉町社会福祉

協議会に、大型冷蔵庫や食料貯蓄スペースを確保いたしました。令和5年度には、麒麟のまち圏域で、孤独・孤立対策を推進することを決定しました。令和6年度には、食支援のプラットフォーム推進会議を開催しました。

続きまして、2の現状と課題といたしまして、(1)ですけれども、麒麟のまち地域食堂ネットワークは、地域食堂を推進するため、多様な主体が参画した官民連携プラットフォームであり、これを基盤として、新たな課題に対応するため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームや、食支援プラットフォーム推進会議を形成してまいりました。(2)といたしまして、3つの官民連携プラットフォームが存在し、それぞれに機能していますが、構成団体メンバーの重複や会議の頻回による負担が生じており、3事業の効果的かつ効率的な運営体制として、今後新たな課題に対応するため、3つのプラットフォームを、1つのプラットフォームにして、1つにしていくことを課題としております。(3)といたしまして、麒麟のまち地域食堂ネットワークが任意団体であることから、休眠預金活用助成金を活用した食支援ロジ・ハブ拠点整備の際には、役員への負担や手続に大変な困難を極めていたことから、今後の中間支援活動の強化に向けて、様々な助成金を活用していくためには法人格が望ましいと考えております。

3の包括化等の具体的な内容と見込まれる効果を説明させていただきます。(1)といたしまして、因幡・但馬麒麟のまち創生総合戦略の重点事業の1つであります、孤独・孤立対策を中核テーマとし、これに連なる多様なテーマ、いろいろな地域課題を持ち込める場として、行政と民間がフラットな関係で、知見やリソースを共有する包括的プラットフォームの常設化を図りたいと考えております。

2といたしまして、課題解決の機能を継続すること、かつ、国・民間の助成金等をはじめ、外部資源の活用を可能とするため、行政と民間等により構成している麒麟のまち地域食堂ネットワークを基盤として、上に丸で3つを示しておりますけれども、地域食堂、孤独・孤立、食支援を一本化した法人化を検討していきたいと考えております。一本化することで、今後、食堂を通じての様々な支援対策を構築していく上で、この一本化したプラットフォームに、今後出てくる様々な支援策などを、このプラットフォームに取り込んでいけるというふうを考えております。

4で、今後のスケジュールでありますけれども、5月2日に、麒麟のまち創生戦略会議において、圏域の首長さんに説明をさせていただきました。6月は、このたびですけれども、議会の総務企画委員会に報告、それから、6月中旬からは、包括化等の検討の準備会をしていきたいと思っております。11月には、麒麟のまち創生戦略会議において、最終の案を報告・確認をしていきたいと考えております。それから12月には、市議会、総務企画委員会に報告して、立ち上げに向けた準備作業を進めてまいります。令和8年4月には、正式に稼働ができればいいというふうを考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑や御意見ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 提案の内容は分かりました。私も、前からですね、この包括的というところが大事じゃないかということを質問もさせていただいてきたところなんです、その趣旨の中で、

質問をさせていただきたいと思います。まず1つは、官民一体の法人化になった場合のメリット・デメリット、この辺はどういうことを考えて、どういうことがあるのかということ、まず質問したいと思います。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。まず、法人化したメリットでありますけども、今が、その丸で3つ示しておりますように、地域食堂、孤独・孤立、食支援と、それぞれのプラットフォームがばらばらに存在しております。ただ、中身については、かなり重複した構成メンバーでありますけれども、こちらをまず一本化して、さらには法人化をすることによって、国であるとか様々な支援をその1つの法人名において申請、それから許可などをいただけることになると思っております。それから、すぐに許可などが下りたら、事業の推進が図れていくというふうに考えております。デメリットについては、今のところちょっと思いつかないというか、まずメリットのほうが大きいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 私がちょっと心配をしておりますのは、官民一体の法人化であれば、例えば国の支援とかが受けやすいという、こういうことはあるだろうというふうに思うんですが、民間の財団等の、じゃあその支援が受けやすいのかどうなのか、この辺は、これからの研究ということになるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。すみません、もう一度お願いします。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 3番のですね、2番の（3）の現状と課題というところで、様々な助成金を活用していくためには法人格が望ましいと、こういうふうにあります。それで、私がちょっと心配をしますのは、官・民ということになる、プラス官・民の法人格ということになると、1つは、国等の助成金等は受けやすいという、そういう側面はあるかもしれませんが、いろいろな一般財団での様々な助成金等、こういったことが活用しにくくなりはしないかという心配があるんですけど、その辺は大丈夫でしょうかという、こういう質問でした。すみません。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。まず、その法人化につきましては、どういった形がいいかっていうのも、これから、そういった委員が言われることを念頭に置きながら検討を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 もう一点質問です。3番の包括化等の具体的内容と見込まれる効果の（1）のところに、孤独・孤立対策を中核テーマにと、こうあります。しかし、（2）のところには、麒麟のまち地域食堂ネットワークを基盤とした法人化を検討しますと、こうありますね。実際、やはりこの孤独・孤立という対策が課題的な中心にあって、手法として、その食堂という、こ

うということがあるのではないかというふうに思ったんですが、その辺で、なぜ、その孤独・孤立というところではなくて、地域食堂ネットワークという形にしたんだろうというふうに、ちょっと思ったものですから、それは、下の米印のR3年の地域食堂ネットワークの法人格を目指す、法人化を目指すことにしていると、こういうところから来てるのかということの質問をさせてもらいます。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。委員が言われますように、孤独・孤立を中心とし、中核としてというテーマありますけども、この3つの支援策を今やっておりますけども、ちょっと丸が小さくて分かりにくかったかと思っておりますけども、実は、麒麟のまち地域食堂ネットワークの組織内容が、この3つよりも一番大きな組織体系となっておりますので、こちらを中心とし、基盤として、法人化を目指していきたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、今後のスケジュールとして、6月中旬に、その包括化等検討準備会っていうものが立ち上げられて、それで、11月には、麒麟のまちの創生戦略会議で、最終案が確認されて、議会にも報告っていうふうになってるんですけども、この法人化を検討するに当たって、形も含めてね、どういう形がいいのか検討するっていうお話もありましたけど、どんなことを議題として、こう検討をしていかないといけないのかっていうのを、ちょっと詳しく教えてもらえますかね。その法人化に向けて検討をしていく話合いが、どういったことをされていくもんなのかっていうのを、もうちょっと詳しく分かれば、教えていただきたいです。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。まず、委員が言われるように、中身なんですけども、法人化に向けて検討をしていく、まず組織体制をどんなふうにしたらいいかとか、もちろん、その法人格のどういったものを検討するのか、どういったものが適しているのかっていうのも話合いしていきたいと思っておりますし、それから、3つのプラットフォームがあります。ほぼほぼ、体制としては重複している組織ではありますけども、その中でも役員の体制をどのように持っていくかであるとか、それから、3つのプラットフォームが一緒になりますので、目指すとこのテーマであるとか解決の手法なども検討していきたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。結局、このスケジュールでいくと、12月議会のときに報告っていうことになってるんですけども、この間、その準備会が開かれていく中で、途中、9月議会っちゃうのもあるんですね、議会で言えば。その9月議会のときに、例えばちょっと進捗状況っていうんですかね、こういうふうな話をしてるっていうようなことが、もし報告できるのであれば、内々にしないといけないんだったら、また別ですけど、何かちょっとこう知らせていただくことができるのであれば、途中経過みたいなものも教えていただけたらなと思

ますが、その点はどうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。委員が言われますように、今年度中に様々な準備をして、来年度、令和8年度に向けて、いろんな検討をしていきます。そういった上で、9月の段階での進捗状況を、もし報告できるものがあれば、その時点でも報告させていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほかありますか。

なしと認めて、次に参ります。

次は、陳情審査に入ります。委員のみで、質疑、討論、採決を行いますので、執行部の皆さんは、ここで御退室ください。ありがとうございました。

令和7年陳情第7号裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情（質疑）

◆吉野恭介委員長 陳情審査に入ります。令和7年陳情第7号裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。皆さん、どうでしょう。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今日は上杉委員欠席なので、今日結論出すというのは、次に持ち越したほうがいいと思いますけれども、その前に、幾つか議論を皆さんでしといたほうがいいと思います。

1つ、これ見たときに、陳情項目1に違和感を覚えて、徹底解明を自民党に、これ求めるということですが、自民党だけでなく、公の党、公党ですね、の全てに求めるべきだなと、私個人は考えました。参考についでる意見書案には、宛名が自民党とは書いてなくて、この一政党に対して、本市議会から出すということにも違和感がある。文面審査でありますので、公平性を担保するためには、自民党だけではなくて、公党にしたほうがいいという意見と、過去に、こういう1つの政党に対して、当市議会から出したことがあるのか、出すことが可能なかどうか、この2つがちょっと疑問でした。

また、3つ目ですけれども、直近でいけば、岩美町議会で令和7年6月12日に採決したと。岩美町議会の不採択理由には、企業・団体献金については、政治資金の収支の透明性を高めることが重要であると、しかしながら、企業・団体の活動を制限すべきではないと、また、国民の中で議論も煮詰まっていないという理由で不採択になっていて、企業が、政治団体をつくって献金するということに影響を及ぼすことを懸念されてるんだろうなど。企業が直接、賄賂性ってというのは、これはよろしくないことでもありますけれども、こういった活動ですね、制限することはよろしくないって不採択の理由をつけて、お隣の町がされてるので、ここもしっかりと調査すべき、考慮すべき点なのかなと思って、今のところ私は、この流れでいくと、賄賂性がある、これはよろしくない、政治をゆがめてるというのは、趣旨は理解できるんですけれども、文面審査でいくと、さっき言った点、自民党という1つで公平性がないという点と、岩美町の政治団体の活動を制限する危惧、ここがあるので、どう言えばいいのかな、反対というか、今のところ反対の意見であります。皆様の御意見を聞いて、また次回検討したいと

思っています。

◆吉野恭介委員長 はい。

◆雲坂 衛委員 ごめんなさい。いいですか。

◆吉野恭介委員長 どうぞ。

◆雲坂 衛委員 質問っていうか、事務局に確認でいいのかどうかのあれですけども、一政党に対して、これを出すということが可能なのかどうなのか、徹底説明を求めるっていうことが可能なのかどうなのか。

◆吉野恭介委員長 事務局への質問っていうことですか。

◆雲坂 衛委員 確認点がありますから。

◆吉野恭介委員長 事務局。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 確認はしておきますけれども、陳情審査は、あくまで議員さんのほうでの判断ということになります。

◆吉野恭介委員長 じゃあ、あとで情報提供いただくということで、よろしいでしょうか、雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか。浅野委員。

◆浅野博文委員 文面で2点ほどなんですけども、この陳情事項の2のところ、裏金問題の温床となる企業・団体献金はあってあるんですけども、そもそも裏金問題は、政治資金パーティーによるお金に対する不透明な取扱いから起きたもので、企業・団体献金とは、ひとまずは切り離して検討すべきだと考えます。

それから、この中段の、趣旨のところ、中段のところ、自民党には、裏金は組織的不正行為という認識はなく、無反省なので書いているんですけども、自民党も加わり、政治資金規正法の改正も行われましたし、現在も与野党で、企業・団体献金も含めた議論が今なされていると考えてますので、ちょっとこの文面はおかしいかなとは思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかの委員で。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今日、上杉委員が欠席なので、次の委員会のときについていうのは、私もそれは賛成です。それで、この問題に関しては、私たちが会派として3回かな、意見書案のね、提案をしてきたこともありますから、その間、いろいろと御意見を聞かせていただいたり、議場での議論があったりという問題なんですけれども、このたびは、こういう陳情が出てきて、陳情事項ということで、2つ書かれてあるんですけどもね、公党に対してどうかっていう御意見もありましたけれども、実際問題、全国の議会の中で、意見書を上げているところがあるかと思っています。この自民党も、何ていうかな、自民党という名指しということなんですけど、そうはいったって、長年政権を取ってきたところがですね、そういう長年にわたってのこういうお金の問題があって、それで、政党助成金ができ経緯っていうのも、結局は、そのお金の問題をね、やっぱりどうにかしないといけないっていうことで出てきたもんだと私は思っているんですけど、だけど、この企業・団体献金っていうのが、ちょっと温存されてきて、しかも、パーティー券っていうのは、その抜け道っていうかね、そういうことで、裏金づくりがされてき

たっているのが、この間、明らかになってきている問題で、それで、国会でも、政治資金規正法の改正とか議論されましたけれども、結局、その問題となってきたこの裏金問題が、一体誰がやったんかとか、そういうことが本当に解明されないまま、何かこうあやふやというか、うやむやというか、そういったことで現在に至っていると、私は認識をしています。

それで、そもそも企業・団体献金があるから、これはいけんのだと。だから、貴議会として、全面禁止の法整備を求めることっていうのが2項目めなんですけれども、だから、先ほど切り離してっていうことも、私は当てはまらないのかなとは思っています。それで、無反省っていうね、無反省っていう言葉もあるってありましたけど、私はこれ、やっぱり無反省だと思えますね。それは、今、お米の問題ですごく話題になってる小泉農水大臣のね、農水省、この方がですね、その企業・団体献金を禁止するっていうことは、自民党の弱体化を狙った作戦だっていうことをテレビでも言っておられるわけで、本当に、事の本質を分かっていないなど、やっぱりこれは無反省なんだと、私は思います。

この政治にまつわるお金の問題というのは、本当に、国民もすごく関心を持つとるといって、ある意味許せないという声も大きくあるわけですので、国が議論してるからとか、何ていうかな、法改正のね、議論してるから別に反省してる、無反省なわけじゃないとか、そんなレベルの話ではなくて、そもそも、やっぱり「政治とカネ」の問題のそもそものところをやっぱり考えていって、結論を出していくべきかなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかの委員さんでありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私もですね、この1番目、2番目というところで、先ほど、離して考えるべきだという意見がありましたけれど、実際、ニュース等で様々こう出てきている問題の中には、やはりその政治資金パーティー、そして、そこが多くは企業等がですね、献金をしているような、こういう実態も明らかになっているところで、私自身は、この陳情者の方は、1番と2番はセットのものだということで提案されたのではないかというふうに思っています。

もう一つは、やはり様々な改善策を出されてるかもしれませんが、やはり国民の多くは、改善になってないって捉えてるというのが、今の世論ではないかというふうに思います。あわせてですね、やはり改善をしようと思ったら、徹底究明をして、何がどう間違ってたのかというところを出していかないと、やはり中途半端な改善策になってしまうのではないかと、そう思っておりますので、私は、この陳情の趣旨には、賛成をしたいなと思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 この陳情書の文面見ますと、1、2と、これに対する問題解決ということが、今、国会で継続審議をされておるとい状況にあります。そういった中でですね、やっぱり、この自民党だけが名指ししておられるわけですが、パーティーも、ほとんどの会派等で、そういった政治資金パーティーというのは行われていることでもあるし、それから、企業・団体献金も、それぞれ受け取ってきておるといのが、自民党だけの問題でないということを、まずちょっと言っておきたいと思えます。

ただ、そういった中でですね、やはり反省ということは当然必要であります、このパーティー券収入や企業・団体献金そのものが政治をゆがめるとなっておりますけれども、私は、決し

てそうではないというふうに思っておるところであります。この献金とか、そういったパーティー券収入を、やはり出と入りですね、これをきちんと記載することが問われておる問題だというふうに思うわけです。それがなされてないということが、こういった大きな問題となって、国民の反発をいただいておりますということでもありますけれども、やはり議員、特に国会議員等に関してはですね、事務所、地方にも、それから中央にもというようなことで、何か所も開設をして、それから職員も雇ってというようなこともあったり、非常にお金がかかるということもあるわけでありましてですね、私は、そういったことも考えれば、全てを禁止ということには、ちょっと難しいなというふうに思っておるところであります。

それで、自民党の中でも出されておるのが、将来的な廃止も念頭に、透明性の確保、その監査に関する第三者機関の設置、政党交付金の交付停止などの制度創設など、政治資金改革に取り組むということで取り組んでおりましてですね、やはり、各党会派で引き続き議論を続けて、国民のため、民主主義を守るために、しっかりとした改革に引き続き取り組んでいただくということで、私としては、この文面を見る限りは、ちゃんとしにくいなあという思いはしておりますが、いずれにしてもですね、今日、最終的な判断を出すんじゃないしに、うちの委員、上杉委員も、今日体調不良で欠席しておられますんで、これは、最終的には後半の委員会で判断していただければありがたいなというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。米村委員、よろしいですか。

◆米村京子委員 未来ネットとしては、了としておりますので、よろしいです。

◆吉野恭介委員長 じゃあ、何名かの委員さんから、後半の24日の委員会で、もう一度審議してはどうかという御提案がありました。そのようにさせてもらってよろしいでしょうか。

（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 全員一致ということで、それでは、そのようにさせていただきます。

では、これで、総務部・危機管理部を終わりたいと思います。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、企画推進部の審査に入りたいと思います。

まず、河口企画推進部長に御挨拶をいただいた後に、4月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。河口企画推進部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、4月から、企画推進部長になりました河口でございます。昨年度は、市民生活部長として、総務企画委員会の委員の皆様には、様々な御意見をいただき、それで指導、それから御鞭撻を賜りましたことを、改めてお礼を申し上げたいと思います。

企画推進部、前回の全協でもお話をさせていただきましたが、総合計画、そして地方創生総合戦略、こういったものを、今年度しっかりと全庁一丸となって進めていきたいというふうに思っております。それから、本日議題にも上げておりますが、旧本庁舎の跡地の広場、こちら、来年の3月の完成に向けて、今、鋭意工事をさせていただいてるところでございます。そ

して、老朽化しております文化施設、これの新しい文化施設の在り方について、今、基本構想案の策定をしているところでございます。このように諸課題、それから懸案事項、たくさんございますが、しっかりと前に進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日の議案につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。本日、議案が2件ございます。まず1つ目が、議案第82号鳥取市一般会計補正予算（第1号）、所管に属する部分でございます。こちらは、わらべ館の令和6年度の指定管理料の精算がございましたので、これに合わせまして、歳入・歳出を計上させていただくものでございます。あわせまして、市民会館の指定管理料につきましては、広場の関係で少し使用料が減収になったということでございますので、その補填をさせていただくものでございます。続きまして、議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてでございます。こちら、3月31日に専決処分を行いました一般会計補正予算（第11号）になりますが、こちらの所管に属する部分の説明でございます。こちら、企業版ふるさと納税が3月31日に収入がありましたので、これを、若者定住促進事業費、こちらに財源充当でさせていただきたいというものでございます。あわせまして、行革債を、最終的には、これを発行しないということで決めたようでございますので、その分の減額と合わせた財源更正ということでございます。

続きまして、報告案件が4件でございます。報告第7号繰越明許費繰越計算書、所管に属する部分でございます。こちら、文化施設のあり方に関する検討事業費、こちらの一部を、令和6年度から7年度に繰越しをさせていただきましたので、その計算書報告をさせていただきます。それから、公立鳥取環境大学の在籍状況、それから入試及び就職状況、こういったことについて取りまとめができましたので、御説明をさせていただきたいと考えております。それから、旧本庁舎跡地広場の駐輪場につきましては、これの取扱いを決定いたしましたので、御説明をさせていただきたいと思っております。そして、最後でございますが、新たな文化施設の整備に関する基本構想の案につきまして、こちら、これまでの経過、それから、基本構想案の内容、スケジュール、こちらについて、しっかりと説明をさせていただきたいと思っております。

以上、詳細につきましては、それぞれの関係課長より御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、4月の人事異動により、企画推進部に配属された職員が、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

○松田仁史デジタル戦略課長 4月付人事異動により、デジタル戦略課長を拝命しました松田です。よろしく申し上げます。

○増田和人政策企画課課長補佐 同じく4月1日で、政策企画課課長補佐を拝命しました増田和人と申します。よろしくお願いいたします。

○入江竜生文化交流課課長補佐 同じく4月1日、文化交流課の課長補佐拝命いたしました入江竜生と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○河口正博企画推進部長 それでは、以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 よろしくお願いいたします。

議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案説明に入ります。議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いいたします。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）の所管に関する部分について御説明いたします。説明は、資料1の1、総務企画委員会補正予算説明資料（企画推進部）、こちらに沿って御説明させていただきます。表の左のページに、左側にページを振っておりますので、予算書と事業別概要、そちらを併せて御覧ください。

それでは、資料1の1の2ページを御覧ください。まず、歳入予算でございます。款諸収入、項雑入、目雑入です。予算書は19ページを御覧ください。内容は、（鳥取世界おもちゃ館委託料返納金）でございます。補正前額はゼロ円、補正額は121万円になります。これは、例年発生いたします、鳥取世界おもちゃ館の前年度の指定管理料の余剰分を、返戻金として繰り入れるものでございます。歳出の部の（鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金）の財源となるものでございます。

続きまして、歳出予算に移ります。資料の3ページのほうを御覧ください。款総務費、項総務管理費、目企画費の鳥取世界おもちゃ館運営委託費等です。予算書は21ページ、事業別概要は、13ページの上段を御覧ください。内容は、（鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金）でございます。補正前額はゼロ円、補正額は92万5,000円でございます。これは、指定管理者であります、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が、各種事業の実施のために基金を設置しております。これに対しまして、県と市は、指定管理者との協定に基づきまして返納されます前年度委託料の余剰金を、基金に積み立てるように補助するものでございます。財源は、先ほど歳入の部で御説明いたしました返納金になります。歳入額と歳出額に差があるのは、指定管理料の余剰分のうち、請差等、指定管理者の経営努力以外で余剰となった分を控除しているためでございます。

続きまして、その下段、款教育費、項社会教育費、目市民会館管理費の施設管理費でございます。予算書は29ページ、事業別概要は13ページの下段を御覧ください。（市民会館施設管理費）で、補正額は22万7,000円でございます。これは、令和6年に着工となりました旧本庁舎跡地広場整備工事に伴いまして、市民会館利用者の駐車場の減少、63台が24台になったこと、あと、国道側から機材搬入に使われる11トントラックが入れなくなるなどの影響によりまして、市民会館の利用料金が減少したことに対する補填金でございます。前年度分の10月～3月までの6か月分の利用料が確定いたしましたので、算出方法といたしまして、過去5年間、令和元年～令和5年の5年間分の同期間ですね、10月～3月までの平均と比べまして、その減少分でございます22万7,000円を計上させていただくものでございます。

議案第82号の所管に関する部分の説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。専決処分事項ということで、3月31日、専決の補正予算について説明させていただきます。資料は、お手元の1の2、横長の1の2を御覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、2ページ目からになります。

まず、歳入ということでございます。右側に3つの事業、環境大学整備事業債ほか記載させていただいております。市債の補正を行うものでございます。内容については、歳出の特定財源として説明させていただきたいと思います。

続きまして、3ページ、歳出を御覧いただきたいと思います。左上の総務費、総務管理費、企画費、総合企画費の（若者定住促進事業費）でございます。予算書は26ページからとなっております。補正の内容としましては、先ほど部長からも説明がございましたけども、本年3月31日に、岡山市に本社を置く企業様から、企業版ふるさと納税としまして、100万円御寄附いただきました。この若者定住の事業での活用を希望されましたので、この事業に活用させていただくよう事業費に充当しまして、財源更正を行うというものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、その下段、（鳥取世界おもちゃ館施設管理費）でございます。同じく、予算書は26ページを御覧ください。これは、予算編成に当たりまして、起債の充当率が100%でない起債事業につきまして、起債の裏に行政改革推進債を充当してございました。行政改革推進債のほうは、交付税措置のない起債であるために、特別、令和6年度の特別交付税の増などの影響によりまして、最終的に歳入が増加したことによりまして、3月専決で、全ての行政改革推進債を剥がし、借りずに、一般財源に財源更正を行ったものでございます。

以下、下段にあります、超高速情報通信基盤整備事業費と、一番下になります、環境大学運営費交付金も、同様の財源更正となっております。

議案第97号の所管に関する部分の説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

委員の皆様で、字句の確認、聞き取りにくかった点ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めます。

報告第7号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、報告事項に入ります。まず、報告第7号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いいたします。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、報告第7号繰越明許費繰越計算書につきましては、付議案により御説明いたします。付議案の52ページ、53ページを御覧ください。表の中ほどの、款教育費、項社会教育費の文化施設のあり方に関する検討事業費です。1,905万3,000円のうち、341万円を繰り越すものでございます。財源は、人づくり・まちづくり基金繰入金でございます。本日の報告で、後ほど御説明いたしますが、新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定業務に関する委託料の一部を繰越しさせていただいております。

以上で、報告7号の繰越明許費繰越計算書の所管に関する部分の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めて、次に行きます。

公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況等について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況等について、政策企画課より説明を受けます。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。資料は、お手元の資料の2を御覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、2ページからになります。公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況等について報告させていただきます。

左上の在籍状況を、まず御覧いただきたいと思います。左側になります。令和7年度の入学者は、学部定員に対しまして、環境学部は163名、経営学部165名、合計で328名となりました。表の一番右列になりますが、4学年の合計で、環境学部は663名、経営学部も同数、合計で1,326名ということになっております。その下に、大学院を記載しております。同じく左側に、令和7年度入学定員に対しまして、環境学専攻5名、経営学専攻3名の合計8名が入学ということでした。一番右列に、2学年の合計を記載してございまして、環境学が9名、経営学が3名の合計12名ということになっております。

次に、下の2番の入試の実施状況でございます。まず、下の表を御覧いただきたいと思えます。この表の右側、環境学部・経営学部の合計を掲載しております。募集人員が300名に対しまして、志願者数は1,290名、志願倍率が4.3倍ということで、入学者数は328名、うち県内が71名、市内は32名ということでした。学部ごとの内訳につきましては、左側に記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。

その上に、入試の状況の解説を書かせていただいております。一番上のポツからでございますが、志願倍率は4.3倍と増加しまして、入学定員充足率109.3%という結果でございました。県内出身、県内の出身者の志願者数は増加しまして、入学者に占める県内出身者の割合21.6%、市内の出身者の割合は9.8%ということでした。全国的に、少子化や都市部の大学を志

向する学生が増える中、県内、市内出身者の志願者の増加に向けて、引き続き大学のほうでは取り組んでいくというふうに考えております。

右側の3ページの一番上の3の就職状況を御覧ください。まず、下の表を御覧いただきたいと思います。令和6年度卒業者は275名で、そのうち、就職希望者は248名、内定者は245名で、そのうち、県内企業に就職される方は49名、さらに、その中の鳥取市内の企業への内定は38名で、内定率は98.8%ということでした。

上の就職状況の解説を御覧いただきたいと思います。令和6年度の卒業生の就職率は98.8%で、0.4ポイント微減しましたが、県内企業就職率は20%ということで、0.9ポイント増加しております。引き続き、学生が県内企業や地域のよさを知る機会の創出に取り組みまして、県内就職率の向上に向けて、大学としては取り組んでいくというふうに考えております。

それから、一番下の表を御覧いただきたいと思います。市内の就職先を表にしております。市内のですね、どういった企業に、どこの出身の学生が就職したのかを一覧にしておりますので、御覧いただければと思います。

はぐっていただいて、4ページを御覧いただきたいと思います。4ページの真ん中、少し上に、就職先ということで、ここから環境学部、それから経営学部の順に、就職先の一覧をまとめております。こちらもお読み取りいただければと思います。

続いて、7ページを御覧いただきたいと思います。4番のその他というところで、学生の確保と就職の促進に関する取組ということで、本年度の取組内容を記載させていただいております。

まず、(1)の大学の魅力づくり等の検討を御覧いただきたいと思います。18歳人口の減少などによりまして、今後、志願者確保が一層厳しくなることが見込まれます。本年度、環境大学では、学内の検討委員会で改革案を検討するとともに、新たに、設置者である県・市も含めました外部の有識者会議を設置しまして検討していくということにしております。有識者会議の内容につきましては、以下に記載しております。こちらの検討内容につきましては、適宜、委員会のほうにも報告させていただきたいというふうに考えております。

それから、2番目になります。県内入学率向上のための取組でございます。県内の高校生へのリーフレットの配布に加えまして、新たに保護者向けのパンフレット、こちらにはアパートの相場ですとか、子供のことが気になりますので健康管理のサポート、それから、地元企業の就職状況ですとか、推薦入試の仕組み、そういったことをまとめたパンフレットを新たに作成しまして配布すると、それによりまして、進学先としての認知度向上に努めていくということでございます。それから、アドミッションセンターのコーディネーター、こちらが、各高校に出向きまして、進学の協力依頼を行ったりですとか、学生目線での高大接続に引き続き取り組むことで、県内志願者の増加に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後に、一番下になります、3番目の県内就職率向上のための取組でございます。新たに、県内企業に精通しました、とっとり就職支援員、県内で、地元の就職支援業務に関わってこられた方ですけども、この方を1名配置しまして、学生の県内就職率の向上に取り組んでいくということでございます。それから、ふるさと鳥取県定住機構と連携を継続しまして、県内企業

に就職した卒業生と学生との懇談会などを開催するとともに、新たに、この機構の職員さんが個別面談を行っていただくことで、県内就職の向上につなげていくということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 5月に、この委員会で視察に行きまして、部長さんも含めてですね、大学連携について、東海市について視察しましたけれども、この環境大学みたいに情報を公開していないということが分かって、こういった入学者数とかですね、志願者数とか、大学連携をしていく上で、特にこの鳥取市については、優位な状況にあるんだなと思って、関係者の皆さんには感謝を申し上げたいなと思っております。その中で、2ページの志願者倍率が、2.9から4.3に増加したというところを、まずお聞きしたい、増加理由と、前、令和6年、低かった理由ですね。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。2ページの下の方の表の志願倍率、6年度ですと2.9倍、それが、7年度ですと4.3倍ということで、増えた理由というところがございます。こちらにつきましては、大学のほうでもいろいろ分析しておられまして、我々とも、いろいろ意見交換させていただくんですけども、まず1つには、大学の入試のこの倍率がですね、よく隔年現象という言い方をされるんですけども、ちょうど増えた年の翌年は減ったりとかですね、こう、だごへだごへ、こうしていくという傾向が、一般的に環境大学に限らずですけども、見られるということだそうです。

それから、その一番下の表のですね、例えば経営学部を御覧いただきたいと思います。令和6年度、3.2倍だったものが、7年度は5.5倍ということでございます。こちらにつきましても、環境大学にこれも限った話ではないようですけども、全国的にコロナ禍で、理系の志願倍率のほうはかなり高くなって、理系志望が強かった傾向があるようですけども、今回の入試の辺りから、文系を志望する学生が大きく増えてきたと、文系志望が戻ってきたということもありまして、全国的に、文系の志願倍率が高まると、そういったこともあったようです。それらが合わさりまして、6年度よりも7年度、環境大学も増加したというふうに、大学のほうでは分析しておられます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 あまり突っ込んで聞きにくいですけども、今、2つは外部要因だと思いますけど、内部要因はあったんでしょうか。この長期のトレンドで見ると、前回資料提示いただいたような気がして、隔年現象ではないように見て取れたんですけども、何か大学の方針、試験の仕方とかですね、何かそういった、広報の仕方とか、そういったものがぐんと減っていたのか、内部要因っていうのはあったんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。今、内部の要因が何かないかという御質問いただきました。先ほど説明させていただきましたのは、大きな外的、外部要因になります。内

部の要因としまして考えられる取組としましては、まず、学長がですね、全部の高等学校の校長先生を回られて、環境大学のよさですとか魅力を説明して回っておられると。それから、実際に学生が、東・中・西の各高校に出向きまして、例えば、その探求学習の学びの補助をちょっとされたりとかですね、環境大学で学ぶ学生に、実際に3年生に接触していただくと、そういった取組もございますし、それから、各高校の進路指導の先生向けの説明会にも積極的に出ておられます。そういった地道な努力を、毎年工夫しながら、ずっとしてこられてるというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、もちろん、その県内向け以外にも、県外の高校にも出向かれたり、オンラインも活用して説明しておられますので、そういった取組が出てきているという面も当然あるというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 7ページです。その他の、今後4つのテーマの大学改革案もいろいろありますけれども、鳥取市としての課題、特にですね、この5月に、東海市に行って大学の研究、そして企業の研究ですね、その中での取組も苦慮をされてると、なかなかテーマが結びつかないんだという中で、鳥取市での、それを受けてですけれども、課題、そして、何を今後提言しようとされてるのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。7ページの4の有識者会議での検討、どういったことを検討しようとしているというようなお話でよろしいでしょうか。鳥取市が検討ということではなくて、大学のほうに、こういうその有識者会議を設置していただきまして、県や市、設置者も入って、それから大学側の検討に関わらせていただいて、これからの歩みを見定めていくというようなことでございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 大学が危機的状況にならないように、中期目標とかをつくってチェックしてるっていう以上にですね、この大学をつくって、2つの大学ができて、大学の中での研究活動と、企業の中での研究活動をどう結びつけていっていかってというのが、東海市での私の、何ていいますか、勉強してきたポイントだったんですね。なかなか進まないというところあったんですけども、こういった情報を開示してくれてるっていうところで、鳥取市はやりやすいと思うんですよね、ほかの市と比べて、効果測定とかもですね。なので、今後そういった意味で、ただ単に、中期目標をチェックするだけではなくて、創造的な大学の研究で、この鳥取市がよくなるようなテーマも入れて、改革案に望んでいただきたいなという希望です、以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでした。そのほかの委員の皆さんでありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、志願者の状況を見てると、環境学部よりも経営学部のほうが市内、県内のね、応募の数が多いので、その学生のニーズっていうんですかね、環境よりも経営学部のほうに行きたい人が多いのかなと思って見たんですけども、鳥取環境大学って、その環境の分野のね、いろいろ学問ができるっていうところが、1つやっぱり売りなので、この先、7ページにね、こういう取組をしてっていうのがあったんですけども、学校に出向いて

いくとかね、そういうお話もあったんですけど、この環境って、すごく幅が広いし、ある意味やりようによってはすごく何か面白い分野で、何だか垣根がないっていうのか、取りようの分野っていうのがするんですけど、この環境学部に特化してですよ、特化して、こう、そこにこう地元からね、たくさん受験してほしいなあっていうような観点で、ちょっと学校とか回って、特別何か意識してやられてる取組があったり、今年度やろうとしてることがあれば、教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。環境が看板ということでございますので、何か特化してやってる取組はあるかということでございますが、1つには、小林学長さんの出前授業ですとか、やはり小林学長さんがこちらの環境のほうの教授、先生だったということで、この先生を慕って入学してくるとい学生もおられるというところがございます。先生自らが出向いて取り組まれるというところに、1つの魅力の発信があるのかなと思います。

それから、関連事項としまして、環境大学の学校推薦の入試の仕組みの中に、Ⅲ型というのがありまして、Ⅱ型は、環境・経営、両方学校推薦でございますが、Ⅲ型については、環境に特化した環境学部を志願する学生のみでの区分でございます。こちらを、15名だったと思いますけども、つくっておられまして、そのことも含めて、学長が各学校を回って説明いただいておりますので、環境のほうに何かこうちょっと魅力を知っていただいて、この学部を志願する学生、ぜひということで取り組まれてるといふうに聞いております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 これからのところで、その大学の魅力アップというところが上がってるので、ぜひこういう観点入れてほしいなということで、意見を言わせていただきたいと思います。今、鳥取市は、脱炭素ということで、様々な取組を行っています。環境大学も入ったZEB化の問題であるとか、また、佐治の水域の問題であるとか、実は、先日テレビを見ておりましたらね、徳島が、これからの事業を目指す子供たちを集めての新たな学校のやつをやっておりました。また、先ほど雲坂委員も言われましたけれど、東海市での大学連携との話の中でもありましたが、そういう市が行う施策に、子供たちというか、大学生も入ってもらって、若い人の意見や若い人が研究をして、より、こういったことができるのではないかというものをね、こう発信をしていくという、こういったことも、とてもこれからの時代を担う人たちを育成するという意味で、とても大事なのではないかというふうに思いますので、また、そういうことをやろうと思ったら、支援制度をつくっていくとか、そういったことも研究していただけるとありがたいなと思います。これ意見です。失礼しました。

◆吉野恭介委員長 御意見でした。そのほかありますか。

なしということで、続けて、次に参ります。

旧本庁舎跡地広場の駐輪場について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 旧本庁舎跡地広場の駐輪場について、政策企画課より説明を受けます。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。資料は8ページを御覧いただきたいと思えます。旧本庁舎跡地広場の駐輪場についてでございます。

一番上の経過を御覧いただきたいと思えます。跡地広場の駐輪場につきましては、市民会館に隣接する旧本庁舎の駐輪場を活用するというので、2年前になりますけれども、総務企画委員会のほうで、1度御説明させていただいております。その後、本体の工事も入ってきまして、具体的な検討も進めてまいりました。

駐輪場の現状ですが、塗装の劣化が見られますので、予算の範囲内で、塗装補修を行わせていただきまして、工事費に、事業費につきましては、概算ですけれども700万円程度というふうに見込んでおりますが、これを行いまして、引き続き活用してまいりたいというふうを考えております。

2番の駐輪場の状況を御覧ください。駐輪場の場所につきましては、右下の赤字、赤のところです。小児科の隣になります。駐輪場の現況につきましては、一番下に写真をつけておりますので、御覧いただきたいと思えます。

この施工時期など詳細につきましては、現在、広場の工事事業者さんと調整をさせていただいておりますので、調整が完了次第、速やかにかからせていただきたいというふうを考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

新たな文化施設の整備に関する基本構想（案）について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続けて、新たな文化施設の整備に関する基本構想（案）について、文化交流課、説明をお願いします。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、新たな文化施設の整備に関する基本構想（案）について御報告させていただきます。説明は資料2と、本日ペーパーでテーブルに置かせていただきました追加資料を基に御説明させていただきたいと思えます。それでは、まず資料の2の付議案等説明資料の9ページを御覧ください。資料2の9ページのほうで御説明いたします。

まず、1項目めといたしまして、基本構想策定の考え方の整理でございます。まず、令和6年の2月に、老朽化が進みます既存の4施設の再編などの基本的な方向性を示す基本方針を策定いたしました。今後の新たな文化施設の整備に関する考え方を定めます基本構想の策定に向けて、令和6年8月に、有識者会議を設置いたしました。その有識者会議は、委員、専門家10名で構成されておまして、基本方針で示された文化施設の役割、必要な機能・規模の明確化などについて、専門的な知見から、自由な発想で闊達な御意見をいただき、幅広い視点から検討をしていただくという下に設置したものでございます。

2項目めの基本構想の策定の経過でございます。（1）番、利用者からの要望といたしまして、市内で文化活動を行っておられます個人、団体の方を対象といたしまして、課題や期待するこ

とにつきまして意見の聴取を、昨年の6年の8月～9月に意見聴取を行いました。

（2）番といたしまして、ワークショップの実施をしております。10月・11月・12月と3回行われまして、人数は10名前後でございますが、ワークショップのほうを3回行わせていただきました。

別紙の1を御覧いただきたいと思います。別紙の1ということで、ワークショップのほうを実施をいたしております、10名程度のグループをAとBの2グループに分けまして、グループ討議を行っていただいております。ワークショップの資料、別紙の1からございますが、資料の2の11ページ、こちらのほうを御覧ください。すみません。別紙1のほうは、ワークショップの概要ということでつけておりますので、お読み取りいただければと思います。

それでは、資料2の9ページにお戻りいただきたいと思います。ワークショップの次の（3）ということで、市民アンケートの実施ということで、こちら、別紙の2のほうに資料をつけておりますが、幅広く市民の御意見をいただくというところで、ウェブアンケートを実施したところでございます。昨年の11月～12月、約1か月にかけてまして、約350件の御意見をいただいております。

その中でも、別紙の2のほうにつけてございますが、資料2の26ページを御覧ください。こちらのほうの状況でございますが、約350件の回答をいただいたうちの、ふだん文化活動を行っていない方も②番に書いてありますけれども、特になしと答えた方が126件ございまして、文化活動を行っていない方のアンケートのほうも、意見のほうも集約しているというところでございます。アンケートのほうは、お読み取りいただけたらと思います。

それでは、すみません、資料2の9ページのほうにお戻りいただきたいと思います。それでは、アンケートが終わりまして、（4）というところで、有識者会議の検討ということでございますが、こちらの有識者会議のほう、先ほど言いました専門家、約10名で構成いたしまして、昨年度の8月、10月、1月、3月、先月の5月ということで全5回行ったところでございます。

それでは、（5）といたしまして、基本構想の骨子について御説明いたします。先ほど御説明いたしました、既存、老朽化しております4施設のほうを再編するということ、あと、その既存4施設の主要機能を継承いたしまして、文化施設のほうに、新たな7つの機能を備えまして、今後、詳細な基本計画へと、切れ目なく計画を引き継いでいくというようなところがございます。あと、既存施設のほうは、文化芸術活動に支障を来す、市民の活動に支障を来すことがないように、必要な改修等を速やかに対応したいと思っております。

それでは、別紙3、資料の30ページのほうを御覧いただきたいと思います。こちらのほう骨子でございますが、章のIといたしましては、文化施設の取り巻く環境を整理させて載せておりますし、章のIIといたしまして、新たな文化施設の基本的な考え方、基本理念、目指すべき姿といたしまして、黄色いところがございますが、未来をつくる、Art Incubation Hubというところで、文化芸術を育成・支援する拠点を整備していくんだと。一人一人が文化芸術に触れ、誰もが参加し、つながることのできる文化芸術の拠点を整備していくというようなところを理念として掲げておりまして、鳥取市の文化芸術の拠点といたしまして、これまで文化芸術に触れる機会の少なかった市民の方も、気軽に活動を始めることができる環

境づくりを、環境をつくると同時に、文化芸術活動に関心・意欲のある市民の活動を支えまして、育むことのできる施設を目指します。それとともに、人々が集い、つながることのできる環境整備を行っていくんだと。また、様々な人と人をつなぐ役割、人材育成が必要となっていきます。これによりまして、文化芸術等を通じまして、まちのにぎわいづくりにつながりまして、活気づいたまちづくりを目指していくと。市民の誰もが文化芸術との関わりにおいて、どのステージ、絵で描いてありますけれども、「はじめる」「はぐくむ」「はばたく」という3つの活動ステージに対応できる拠点を目指していくということを基本理念に掲げております。

Ⅲ章といたしまして、新たな文化施設の機能ということで、有識者会議、ワークショップなどの意見を踏まえまして、新たな文化施設では、ホール、練習、交流、展示、収蔵・保管、育成・発信、駐車場の7つの機能を備えることをしております。

それでは、度々申し訳ありませんが、追加資料のほうを御覧いただきたいと思っております。ペーパーでお配りした追加資料のほうになります。先ほど御説明いたしました7つの機能を基に、こちらのほう、第5回の有識者会議でお示したものの御説明となります。こういった議論を7つの機能でしていただくというところでございます。

まず、1ページのホール機能につきましては、多様な市民活動に対応可能なホール機能が必要だということで、規模のほうにつきましては、とりぎん文化会館とのすみ分け、2,000人規模の席数があるんですけども、すみ分けを踏まえまして、客席数は約300～800の程度を想定しているところ、考慮すべき性能といたしましては、音響効果や舞台の見やすさに配慮したものを考慮するというところでございます。あと、挿絵のほうは、ちょっと一般的なものということで載せているところでございます。こちらのほう、有識者会議の御意見を踏まえて、今後ちょっと変更する可能性もございますが、はぐって、2ページ目のほうを御覧ください。次が、練習機能という機能でございます。こちらのほうは、ニーズに合わせました練習室が必要だということで、①番といたしましては、防音性能の高い練習室を整備していくんだと。規模といたしましては、20平米～200平米の大きさのしつらえですとかが異なる複数の練習室を整備していくというようなどころでございます。あとは、性能といたしましては、練習室には多様なしつらえ、先ほど言いましたミラーを設置したりですとか、バトンといいまして、天井からつらせるようなものを整備して、多様な使い方ができる計画としております。

それでは、3ページ目を御覧ください。練習室のもう一つの用途といたしまして、見ることのできる練習、活動を表現しながら、見ることのできる練習室という項目でございます。練習室の外から活動の様子を見ることができ練習室を整備していくというようなどころ、練習して活動している人は、外に向けて、自らの表現活動を日常的に見せる場にもなりますし、通りかかった人も、いろいろな活動を気軽に見て楽しめる、触れられる空間となるというようなどころ、あと、規模といたしまして、1の練習室と同様に、40～100平米の大きさの複数の練習室を整備していこうというところ。あと、考慮すべき性能といたしまして、活動を見られたくない場合には、カーテン等で目隠しができるといったことも考慮したいと思っております。

それでは、4ページ目を御覧ください。交流機能でございます。こちらのほう、市民活動を支えまして、交流を促すことのできる交流スペース、会議室の項目でございます。こちらのほう

うは、誰でも気軽に利用できるようなオープンな雰囲気のできる交流スペース、会議室を整備していくというようなところ、市民の交流の場、学習やビジネスにも利用できる場、あとは、文化芸術のつながりができる場というような3つの場、空間を想定しております。あと、規模といたしましては、約200平米程度の交流スペースですとか、少人数でも利用でき、30人程度の中人数でも利用できるような複数の会議室を整備していくというようなところでまとまっているところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。交流の中でも、その中でも、文化芸術の表現に係るクリエイティブな空間をつくっていくというような項目でございます。こちらのほうを、新しいものと出会い、最先端のものを見たり、体感できたり、表現できたりするようなことができる場所、あと、ものづくりとかそういったものの、子供から大人まで誰でも体験できるような場所、あと、様々なジャンル、特定のジャンルに縛られない、多機能で新しく活動ができるような場というようなところで考えてるところでございます。規模は、40～300平米の様々な空間を2つ、多機能な空間を2つを整備すると、ものづくりですとか多目的なスペースを複数整備していこうというところで考えているところでございます。

今度は6ページを御覧ください。展示機能といたしまして、使い勝手のよい展示スペース兼イベントスペースという項目でございます。こちらのほう、現在行われている展示に活用できる、多目的な利用に対応できる展示空間を整備していくというようなところ、あとは、鳥取市美術展の開催も可能となるような検討もしていこうというところでございます。規模といたしまして、複数の展示スペースを設けることで、全体で600～1,000平米規模の展示空間を確保していこうというようなところでまとまっているところでございます。

それでは、7ページを御覧ください。収蔵・保管機能ということでございます。こちらのほうは、後世に残すべき優れた作品の収蔵や保管に対応可能な機能の整備を検討しているところでございます。規模のほうなんですけれども、市のほうといたしまして、収蔵・保管すべき収蔵品の数に応じて検討していくんだというようなところでまとまっておりますし、あと、中段以下になります駐車場、こちらのほうも、利用者の使いやすさに配慮した駐車場でございますとか、（7）番でございます、育成・情報発信機能、こちらのほう、市民活動を支えるための各種支援・情報発信を行う機能といたしまして、そういった機能も整備していくんだというようなところで、7つの機能をまとめたもので、具体的にまとめたものでございます。

それでは、資料のほう戻っていただきまして、別紙3の30ページのほうにお戻りください。それでは、30ページの3項目めの2番でございます。配慮する事項といたしまして、誰もが親しみやすく、市民交流が促進できる機能、多目的な利用で柔軟に対応できる計画でありますとか、バリアフリー・ユニバーサルデザインの対応はもちろんのこと、まちとのつながり、広がっていく、まちに広がりのある施設を目指していくというようなところ、あと、その他といたしまして、景観との調和や環境、防災機能のほうも配慮していくというようなところでございます。

続きまして、31ページを御覧ください。再編・統合に関する基本的な考え方といたしまして、既存施設の取扱いでございますが、福祉文化会館は耐震性が不足していることから、今後利用

の停止や利活用に対する検討を行うことをします。市民会館、文化センター・文化ホールは、施設の老朽化が進んでおりますので、当面は改修して利用を継続いたしますが、今後、計画的に再編・統合を進めていくんだというところ。（3）番といたしまして、施設の立地と整備への考え方は、整備場所は、既存施設が立地している中心拠点が想定されるというようなところ、複数の拠点の整備するケース、単一の施設として1か所に整備するケースが想定されるというようなところ。

あと、IV項目めといたしまして、管理運営といたしまして、運営に関し、管理運営にも関しまして、市民や専門家の意見を取り入れて、今後検討していくというようなところ。

あと、V項目めといたしまして、整備・運営につきましても、公設公営なのか、民間活力を活用するなのか、そういったところの検討を今後していくというようなところでございます。

VI番目、今後の進め方といたしまして、今後のスケジュール、基本構想を踏まえまして、情勢・社会ニーズ等を勘案しながら、今後、基本計画のほうに切れ目なく続けて、つなげていこうかと思っております。具体的には、先ほど申しました整備内容とか整備手法、管理運営に加えまして、ほかの鳥取市の公共施設・公共事業との調整を図りながら検討していくんだというところ。一方で、現在の既存施設ですね、文化芸術活動に支障を来すことのないように速やかに改修を行っていかうと考えております。

2番目、基本計画の策定に向けてでございますが、市民の意見を取り入れながら、利用団体やワークショップなどを実施するとともに、今後も必要に応じて、学識経験者などの会議を開催しながら、幅広い視点から市民の計画を取り入れていきたいと思っておりますし、あと、（2）番で、文化芸術活動の支援というところで、文化芸術の活動のサポート等の取組の充実も図っていきながら、基本計画の策定に向けていきたいと思っております。

あとは、一番下の表ではございますが、整備スケジュールのイメージといたしまして、上段、新たな文化施設につきましても、短期、おおむね5年間の間に、基本設計、実施設計に入りまして、切れ目なく新たな施設を整備していくんだというようなところと、あと、クリエイティブ活動拠点等の整備も、おおむね5年の間に進めていけたらなと思っておりますし、中期的なところ、おおむね10年でございますが、設計が終わった後の整備工事を行っていくというようなところ。

あと、最下段でございますが、市民会館のほうは、老朽化も進んでいますので、基本設計と改修工事のほうに、早速、おおむね5年間のうちに取りかかかっていながら、利用を継続していくというようなところ、長期的には関係機関等と調整しながら、在り方のほうを検討していくというようなところがスケジュールになってございます。

それでは、資料2の9ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。9ページの一番下のほうでございます。有識者会議のほう、全5回行いましたが、有識者会議のほうでの主な意見を載せております。立地やスケジュールについて、構想に明確に表現すべきですとか、鳥取らしい、わくわくするような表現を入れてほしい、新施設でどのようなことをやっていくのか主体的な案を示してほしいというようなところ、あと、収蔵庫については、その必要を再考してほしい。この意図といたしましては、収蔵品の数や内容が不明確な中、収蔵庫は本当に要るの

かどうなのか、慎重に検討してほしいというような御意見がございました。

そのような有識者会議での御意見を踏まえまして、次の10ページのほうに移りまして、今後のスケジュールのほうを、このスケジュールのほうに考えておるところでございます。6月～7月までは基本構想の案を修正していくんだと、有識者会議での御意見等を踏まえて、しっかりとしたもの直していくというようなところを6月・7月で考えておりました、それを、9月の総務企画委員会のほうで御説明をさしあげたいと思っております。その後、10月～11月にはパブリックコメントということで、市民の御意見をしっかりと聴いていきたいと思っております。その後、その意見を踏まえて、修正した基本構想を策定いたしまして、3月には、再度総務企画委員会のほうで御説明を申し上げまして、同じく説明をして基本構想の策定をしていくと、年度内には策定していくというようなところで、令和8年度からは、先ほども申しましたとおり、基本計画のほうに切れ目なく移っていくというようなところを、今後のスケジュールとして考えているところでございます。以上で説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 丁寧に説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 説明ありがとうございました。2月での総務企画委員会の報告と今回の報告の違ってきた点だけ教えてください。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。2月のときに御報告を申し上げたところは、まず、シナリオということで、1、2、3というようなところで御説明をさしあげたと思います。そのときには協議の段階で出てきたシナリオということで、御説明をさしあげました。その後ですね、有識者会議のほうでも、いろいろな、先ほど御説明いたしました、7つの機能のほうの御説明、協議のほうをしっかりと協議していただきまして、シナリオの立地のほうにつきましては、今回の構想のほうからは、ちょっと載せれない形になるんですけども、先ほど、有識者会議の在り方というようなところを御説明いたしました、しっかりと機能・規模の明確化などの御議論をいただきまして、なおかつ基本理念のほうをしっかりと御議論いただきまして、具体的な7つの機能のほうを議論していただきたいということで、違いというところではございますと、前、2月のときには途中経過でございましたので、その後、繰り返しになります、このシナリオのほうは、立地のほうを載せない形で整理をいたしまして、機能のほうをしっかりと御議論いただいたというようなところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 説明ありがとうございました。ただ、私はですね、2月のときのものが解決できていないものもあるなというふうに思っております。ちょっと、新たな質問をさせていただくんですが、31ページの3の施設再編・統合に関する基本的な考え方というところで、2月からそんなに変わってないなと思ったのは、複数の拠点で整備するケースや全ての機能を統合して単体の施設として1か所に整備するケース、こういうことは、もともとその2月の時点でもまだ決まっていなかったと、こういうようなところでしたが、実際、課としては、複数ケースを狙ってるのか、1か所に新設をするのか、また、駅周辺の再整備の関係で、そこにもホールを

造ることが出てますが、それとの関係性について、担当課としてはどういう考えを持っているのか、ここを教えてください。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。担当課としての御意見でございますが、現在、担当課も含めまして、庁内のほうで、ちょっと検討会議を設けているところでございます。立地の1つになるのか2つになるのかというところでございますが、基本的には1つでまとめればいいとは思っているところでございますが、駅周辺のほうを、今、庁内会議で進めておりますが、駅には、にぎわいが必要だろうというようなところもございます。にぎわいのためには、文化施設として、どういったものが駅には必要になるのだろうかというようなところを検討しております。にぎわいに関するものは、駅周辺に整備していきながら、もう一つの駅周辺以外のところでは、拠点となるようなものを整備していったらなというようなところで、担当課としては、2拠点的な考えで考えているところでございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 もう一つ質問をいたします。31ページですね、今後の進め方の2番の基本計画の策定に向けてというところで、下の、新たな文化施設、それで、その下の市民会館というところがございます。ここを見ますと、先ほどは修繕しながら利用をしていくんだという話でして、そして、最後には、その在り方を検討するということになるという説明を受けましたけれど、ここには、解体時期を検討と書いてありますね。ということは、市民会館はもう解体すると、こういう方向性で進むということでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。こちらのほうには解体時期と書いておりますが、長期的な考え方で書いたもので、15年ぐらい先にもなりますので、在り方を検討するという部分での御説明さしあげましたが、そのとおりでございまして、また、15年後になりますと、市民会館のほうも70年ぐらいの建物になりますので、その当時に、また再度検討していく形になろうかなというところで考えてるところでございますが、先ほど言いましたとおり、かなり年数がたったものなので、そのときの在り方検討にもなりますけども、解体になっていくのかなというところでございますが、そのときにははっきりと結論を出していくものだと考えてるところでございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 そしたら、解体を含め、在り方を検討していくという、こういう理解でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。そのとおりでございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 そしたら、ちょっとこの書き方を工夫をしなければならないというふうに思います。これだけを見ますと、やはり解体ありきというふうな表現に見えてしまいますので、少し工夫をしてください。よろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見、質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 追加資料で頂いた1ページのところなんですけれども、ホール機能ということで、客席数は約300～800席程度を想定しますとあるんですけど、これ、何ていうかね、床面積でいったら、大体この300～800席っていうのは、床面積でどれぐらいの幅があるものなんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。現時点のホールでイメージさせていってもらえれば分かるんですけども、市民会館が1,000人規模でございます。文化ホールが500人でございますので、ちょっと具体的な平米数というのは、今後客席の快適さとかっていう部分もございまして、広さ等はございますが、文化ホール500というところです。すみません、資料の30ページの一番上のほうに書いてございますが、市民会館は、1,000人で3,600平米だと、延べ床がっていうところと、あとは、文化ホールは、500席で2,500平米ぐらいの規模感だというところがございますので、この平米を基に、例えば1,000でしたら1,600になりますので、それ以下でございますし、300でしたら、500で2,500平米でございますので、2,000平米程度というような形のイメージで考えていただけたらと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すごく基本的なことなんですけど、客席数っていうのは、それは何百何百ってあるんですけど、舞台がありますよね、舞台、あの舞台の広さっていうか、寸法っていうのかね、これは、何ていうのかな、別に、客席数に合わせて舞台の広さが決められるものでもないのかなと、どういうことに使っていくとかか、そういうことで、舞台のね、長さだったり奥行きだったり、いろいろあるかと思うんですけど、あくまでも、これ、ここに出てきてるのは、客席数の数であって、その舞台そのものについては、あんまりこう検討はされてないっていうことでいいんですかね。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 そちらのほうも、追加資料のほうにもございますが、今後検討して、性能とか計画につきましては、十分に検討を進めるということで、基本的には、多種多様な活動ができるような機能というところを考えておりますし、そのような関連の部分につきましては、利便性ですとか、そういったものを考慮していきたいと思っておりますので、舞台等もですね、演劇ですとか、そういったもの、多種多様な活動ができるような音楽、舞踊、演劇、式典ですとか、そういったものに対応できるような広さを、今後検討していきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。今実際、文化ホールと市民会館のホールで、いろいろ催物がされてるんですけども、何か音響がアナログだったり、いろいろ、そういう話は聞いてるんですけど、その舞台の広さだったり、何ていうかね、舞台のスペースですね、そこについて、何かこう苦情じゃないけど、使いにくいとか、そういう声っていうのはあつたりしますか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。やはり、50年以上前の施設でもございますし、やっぱり利用者の、バリアフリーとかっていう部分が、階段上り下りするのがちょっと大変だということなところですか、控える部分がちょっと狭いとか、そういった部分の声は聴いておりますので、そういった声も聴きながら、新しい施設のほうは、使い勝手がいいような形で整備していけたらと思ってるところでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 それは、例えば文化ホールだったら、もう舞台の袖がすぐ、何か照明かなんかの人の作業するところで、もう階段を下りていかんと、こう何ていうか、出れないっていうか、本当に全然スペースが狭いんですけど、そういった感じのことが、使われてる利用者の方から出てるっていうふうに理解したらいいんですかね。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 そのとおりでございますし、あと、音響面もよくないというような声も聴いておりますので、やはり新しい施設では、精度のいいものを入れていきたいと思ってるところでございます。

◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほか御意見ありますか。米村委員。

◆米村京子委員 皆様から、いろいろと意見聞きまして、この問題、まだまだ先は長いと私は思います。それですけど、ただ、ただ、市民の皆さんはね、すごいね、どうできるんだ、いつできるんだ、それはもう必死になって聞かれるんですよ。ですから、この辺のね、構想とかなんとかで、スケジュールですね、何とか市民に、少しでも安心できるような、何ていうかな、ことができるようなスケジュールで、よろしく願いいたします。それだけです。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 御説明ありがとうございます。追加資料で、専門、第5回ですね、有識者の資料であったり、あとは庁内検討会議の踏み込んだ議論の結果であったり、ありがとうございます。まず、ずっと、この駅前開発も含めてですけれども、この新しい施設ですね、造るときに、私が懸念している、ポイントとしてるところがですね、建設費だけではなくて、毎年の経常経費で、市の負担が増えるのをどれだけ抑えるかっていう議論ですね、これがどのようにされているのか教えていただけますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村でございます。たしか有識者会議のほうでも議論がございまして、イニシャルもですけども、ランニングのほうも考えていかないと駄目だというような有識者会議のほうからの御意見も聴いております。あと、管理運営におきましても、いろいろなですね、計画だけでなく、もう今後、専門家等の意見を取り入れながら、経費も抑えていくような運営方法も考えながらでございますし、あとは、整備のほうにつきましても、なるべく民間活力を利用したりですか、そういった部分の複数の選択肢を基に、今後、公民連携の取組とかを検討しながら、イニシャルもですし、ランニングコストも抑えていくような検討をしていきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 先ほどまでの説明と違って、一步踏み込めてない回答だったので残念だったんですけども、ぜひ、ここは、しっかりと庁内検討会議でも議論していただきたいなど。自分がこれまで調べてきた中では、有志の議員数名で行った姫路市の駅前開発、アクリエという文化施設でしたけど、これ黒字経営でして、様々な全国会議で、世界会議とかもしてまますけれども、この稼働率、ほかでも、東京のほうだったですけども、前回の建設水道委員会でも行ったところによると、稼働率を上げる工夫を、民間と一緒にやって営業をしてるとかですね、そうあったので、ここは、特にこれは、統廃合をメインとする総務企画委員会だけの議論ではなくて、利用に関しては文教ですね、あとは、駅前開発、立地が明確になっていないのであれですけども、そういったところで、スケジュールが提示されていましたけれども、委員会も必要ですけども、委員会に加えて、全員協議会での説明も、ぜひこう要望といいますか御検討いただきたいなど。この骨子案っていうのが、今後の計画でも引っ張られるということがあると思いますので、ここは重要なところなので、全体で議論をしていくべきだなと。ホームページにある専門家会議の中で見てもですね、どのように使ったらいいのかって、様々な資料もありましたので、ぜひ、これは、全員協議会でも、こういった議論があるのか、幅広く御報告をいただきたいなと思っています。

まとめますと、毎年の経常経費の軽減の工夫の議論をしていただきたいというのと、全員協議会でも幅広く御説明いただきたいという、この2点です。

ごめんなさい、もう一つ質問があって、先ほど、にぎわいは駅、踏み込んだ御回答をいただきました。にぎわいは駅で、拠点は別のところと。展示施設1,000平米、ホール800人規模をにぎわいとするならば、一般的に、地方で、どのぐらいの駐車台数が必要なのか、調査されている、その議論があったり、駐車台数ですね、そこを教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。駐車場台数につきましては、議論のほうは、有識者会議のほうでは台数とかまでは出ておりませんので、今後、計画段階とかで議論していきたいと思っていますところでございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ありがとうございます。今回の構想の基本理念、誰もが参加し、こういうのありますので、ぜひ、ここは、駐車台数が少ないから行けなかったとか、高いから利用が少なくなると稼働率が悪いとか、そういったことにならないように、ぜひ工夫する議論もお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか、質疑。よろしいですか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 全員協議会の御意見も、要望もありました。委員長からも、重ねて要望しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。執行部の皆様は、御退室ください。

市民生活部は、午後から開催したいと思います。しばらく休憩します。再開時刻は1時半と

いうことで、お願いしたいと思います。

午後0時30分 休憩

午後1時26分 再開

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆吉野恭介委員長 それでは、市民生活部の議案審査に移ります。

まず、谷口市民生活部長に御挨拶をいただいた後、4月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。谷口市民生活部長。

○谷口恭子市民生活部長 市民生活部の谷口です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今議会に提出させていただいております、市民生活部に係る議案について御説明いたします。レジュメの予算案件が2件、条例案件が1件、また、その他案件4件の計、合計7件となっております。

まず、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）ですが、市民生活部の所管に属する部分といたしまして、犯罪から市民を守る防犯対策支援補助金など、総額3億2,453万4,000円、また、債務負担為の補正といたしまして、神谷清掃工場施工監理・解体工事費の限度額を、4億1,249万6,000円増額する提案をさせていただいております。また、議案第86号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（第1号）は、令和6年度消費税中間申告納付遅延による延滞税納付のため、2,000円の増額補正を提案しているものでございます。次に、議案第87号でございますが、こちらは、鳥取市自治基本条例第30条に基づく見直しを図るため、鳥取市市民自治推進委員会からの答申を踏まえまして、条例の一部を改正するものでございます。また、議案第91号及び92号は、辺地対策事業債及び過疎対策事業債を、辺地及び過疎計画に定めた事業の財源として発行いたしますため、各計画を変更するものでございます。また、第96号は、鹿野城跡公園内土地所有者との賃貸者契約交渉が不調となったことについて調停を申し立てるもの、それから、議案第97号は、令和6年度鳥取市一般会計補正予算の専決処分の報告及び承認を求めるものでございます。

次に、報告案件といたしまして、第7号繰越明許費繰越計算書は、国の補正予算に呼応するもの、それから、第14号専決処分事項の報告は、佐治町地内の事故につきまして、損害賠償の額を確定し、和解が成立いたしましたので、報告するものでございます。最後に、その他報告事項といたしまして、戸籍法の一部改正によりまして、令和7年5月26日から、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることになりましたので、その内容について報告をさせていただきます。

詳細につきましては、後ほど、各担当課長から御説明を申し上げます。

その前に、令和7年4月1日定期人事異動によりまして新任職員の自己紹介をいたします。まず、私のほうから、4月1日をもって、市民生活部長を拝命いたしました谷口と申します。ど

うぞよろしくお願ひいたします。

○須崎ひとみ国府町総合支所長 国府町総合支所、支所長を拝命いたしました須崎と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○山根ちはる河原町総合支所長 河原町総合支所、支所長を拝命しました山根ちはるです。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所長を拝命しました小林克己と申します。よろしくお願ひします。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課長を拝命いたしました河上昌輝と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西澤直也環境保全課長 環境保全課長を拝命いたしました西澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○西垣拓二鹿野町総合支所副支所長 鹿野町総合支所副支所長兼地域振興課長を拝命しました西垣と申します。よろしくお願ひします。

○酒本晶恵協働推進課課長補佐 協働推進課課長補佐、酒本と申します。よろしくお願ひいたします。

○山内祥光市民課課長補佐 市民課課長補佐を拝命しました山内と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○広谷英之環境保全課課長補佐 環境保全課課長補佐を拝命いたしました広谷英之と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○谷口恭子市民生活部長 失礼いたします。以上、私が一番慣れませんが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の説明につきまして、簡潔かつ丁寧な説明に努めますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

自己紹介のみで、議案説明、報告がない部署の方は、ここで御退席ください。

議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より御説明をお願いいたします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 82 号一般会計補正予算（第 1 号）、所管に属する部分について説明をさせていただきます。説明に当たりましては、資料 1、総務企画委員会補正予算説明資料、こちらに沿って説明をさせていただきます。資料の左にページを振っておりますので、予算書、それから事業別概要、そちらを併せて御覧いただければと思います。歳入につきましては、関係する歳出の部分で説明させていただきます。

それでは、歳出について御説明をさせていただきます。説明資料の 1 の 4 ページをお開きく

ださい。予算書は21ページ、事業別概要は14ページの上段となります。総務費、総務管理費、企画費、特色あるまちづくり推進事業費の中の（グリーンツーリズム推進事業費）となります。補正額は150万円です。特定財源は、国・県支出金が100万円で、これは、県の農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金となります。本事業は、古民家等を利活用して、農山漁村の生活体験や、地域住民との交流を提供する民泊施設を整備する事業者に対して、補助するものでございます。総事業費829万円のうち、補助率2分の1、上限が150万円、こちら、事業者に対して補助します。補助額150万円のうち、3分の2、100万円が県負担ということになります。

事業の具体的な内容といたしましては、青谷町の古民家を改修いたしまして、宿泊・滞在施設を整備するものとなります。令和8年3月のオープンを予定しておりまして、施設整備後は、当該施設を拠点として、青谷町内の豊かな自然環境の中で過ごして、心身をリフレッシュしていただける場を提供するといったものとなります。また、地域の団体や事業者と連携をして、みそ造りなどのワークショップも開かれる計画となっております。訪れた方が、青谷町の地域の魅力に触れていただくことで、関係人口の増加にもつなげていくという計画になっております。こういった形で、地域活性化に寄与する取組となることを期待しているものでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。協働推進課の案件は2件ございます。諸費、地域振興費、（地域コミュニティ支援事業費）でございます。予算書は21ページ、事業別概要は14ページの下段でございます。一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費を財源といたしまして実施される、コミュニティ助成事業、これに申請をされておられました白兔地区自治会と横枕自治会の採択が、本年3月19日に決定をいたしました。コミュニティ活動に必要な設備等の整備に対して助成される一般コミュニティ助成事業、これは、助成率10分の10でございますが、これに採択をされました白兔地区自治会は、公園に、滑り台、ブランコ、鉄棒の遊具を整備されるものでございまして、事業費250万円に対しまして、同額の250万円の助成金が交付されるものでございます。

また、集会施設の建設や備品の整備に対して助成をされます、コミュニティセンター助成事業、これは、助成率5分の3でございますが、これに採択をされました横枕自治会は、自治会公民館を新築されるものでございまして、事業費約3,450万円に対しまして、1,770万円の助成金が交付されるものでございます。

コミュニティ事業助成金は、市を経由して両自治会に交付されるため、このたび、補正予算に計上をさせていただいてるものでございます。補正額は2,020万円、財源は、全てコミュニティ事業助成金でございます。

その下に行きまして、防犯対策推進事業費の犯罪から市民を守る防犯対策支援補助金でございます。予算書は21ページ、事業別概要は15ページの上段でございます。昨年度、県で実施されました、60歳以上がお住いの住宅の防犯対策経費に対する補助事業でございますが、本年度は、県の間接補助によりまして、市町村で実施されることとなったもので、本市におきまし

では、関連経費を令和7年度当初予算に計上をさせていただき、5月の7日から、市民の皆様からの申請の受付を開始したところでございます。先週金曜日、6月13日時点で、252件の申請をいただいているところでございます。当初予算では、昨年度の県の予算を参考にいたしまして、事業費を含む304万2,000円を計上させていただいておりましたが、本年3月18日付で、県より、令和7年度の補助金交付見込額の通知がございましたので、この見込額に合わせた増額補正をさせていただくものでございます。

補正予算の内訳といたしましては、補助金が、県の交付見込額の2,475万円から、既決予算の300万円を差し引いた2,175万円の増額、申請件数の増額に伴います郵券代といたしまして、通信運搬費が16万円の増額、一時的に申請受付業務に従事していただく人材の派遣手数料といたしまして、97万9,000円を新たに計上させていただいております。補正予算の総額は、2,288万9,000円でございます。財源といたしましては、鳥取県犯罪から県民を守る防犯機器購入補助金が2,175万円で、残りは一般財源でございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。同じく、4ページの一番下の項目です。戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事務費、補正額472万5,000円について御説明いたします。予算書は21ページ、事業別概要は15ページ下段です。これは、マイナンバーカードの事務を行う会計年度任用職員を増員するため、人件費を増額するものでございます。任用人数は2名で、任用期間は、令和7年6月～令和8年3月までの10か月間でございます。

増員の理由でございますが、令和7年度は、マイナンバーカード及び電子証明書の更新見込み件数が、令和6年度の2.5倍となっております。こういった状況を見越して、令和6年11月から、郵便局3局に、電子証明書の更新等事務を委託するとともに、市民課の受付窓口を1つ増設するなど、対策を取っているところでございますが、窓口対応を優先することで、バックヤードの業務が停滞することとなりました。例えば、郵便局で、電子証明書の更新等の受付した際には、市民課で申請書とシステムの情報を突合する認証事務や、カードの交付通知の発送事務などがございます。円滑に窓口サービスを行うことはもとより、バックヤードの事務処理を延滞なく行うために、人員を増やしたいというものでございます。早急に対応したいため、6月からの任用としておりまして、既決予算で対応することを御理解いただきますようお願いいたします。財源は全て、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。続きまして、資料の5ページを御覧ください。予算書は25ページ、事業別概要は16ページでございます。衛生費、清掃費、清掃工場管理費の施設維持管理費2億7,499万8,000円の補正でございます。今年2月議会で、当初予算ということで計上させていただいたところですが、神谷清掃工場解体工事の増額補正でございます。財源内訳は、国・県支出金の循環型社会形成推進交付金、これは、事業費の3分の1を支援いただくものでございまして9,166万6,000円です。また、地方債です

が、一般廃棄物処理事業債が1億8,330万円、そして、一般財源3万2,000円でございます。

なお、財源内訳の国庫支出金、循環型社会形成推進交付金でございますが、これは、資料の3ページ、歳入を御覧いただけますでしょうか。一番上の国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金でございます。これは、事業費の3分の1を交付金として充てただけのもので、9,166万6,000円の補正をさせていただくものでございます。

地方債の一般廃棄物処理事業債1億8,330万円につきましても、資料3ページの一番下を御覧いただけますでしょうか。市債、衛生費の一般廃棄物処理事業債1億6,490万円と、行政改革推進債1,840万円の補正をさせていただくものでございます。

5ページの2億7,499万8,000円の補正は、資料の6ページ神谷清掃工場解体工事費の増額についてです。6ページに、議案第82号関係という資料を添付させていただいております。神谷清掃工場解体工事による増額が2億7,499万8,000円となりました経緯について説明させていただきます。

廃棄物処理施設は、広範囲にわたる複雑かつ大規模な技術システムが採用されていまして、プラントメーカー独自の構造、特許、また、ノウハウ等を持ち立ち上げられた施設であります。そのため、解体を進めるには、特別な知識等が必要となります。通常の公共工事のように、発注者である市町村等で設計を行うことが困難であり、受注者が設計と施工の両方を行う「性能発注方式」による契約が一般的に行われています。

本年度に解体工事の着工を予定しております神谷清掃工場は、令和6年5月～令和7年6月の期間にかけまして、調査・計画・設計等の業務をコンサル事業者に委託いたしました。その業務の中で、解体工事費の算出を進めてきたところでございます。そのため、令和7年度当初予算要求段階では、工事費の算定には、平成30年度～令和4年度の5か年に国内で行われた同規模施設の中で、1日100トン以上の処理能力を有する焼却施設の解体工事35件分の工事費を参考に、令和7年度当初予算を要求したところでございます。本市が委託していました調査・計画・設計等の業務により、解体工事費の算定が完了しましたが、立地条件の問題や、物価高の影響等も受けまして、当初の想定以上に費用を要することが判明いたしました。当初予算額との差額を、補正予算として、今回増額を要求するものでございます。

下段に書いております解体工事費の表ですが、総額は補正前が15億123万6,000円、補正後が21億8,873万円ということで、総額6億8,749万4,000円の増となります。令和7年度におきましては、補正前6億788万円から、補正後8億8,287万8,000円ということで、2億7,499万8,000円の増となり、7年度の補正をさせていただきます。令和8年度、9年度と工事は続きますが、金額については記載のとおりです。

続いて増額の要因を説明します。7ページの要因①、特異な立地条件です。神谷清掃工場は、地下を深く掘って建設されています。ごみピットの解体は、通常、周囲を掘削する方法が一般的ですが、神谷清掃工場の周辺は山に囲まれた谷あい立地していることから、両脇に山の斜面がございます。6ページにも写真を載せておりますが、山が近くまで面しており、掘削スペースを確保できません。そのため、現在発注している調査・計画・設計等の業務におきまして方法を検討した結果、周囲を掘削するのではなく別の工法が提案されました。1つ目の工法は

「オールケーシング工法」です。これは、ボーリング工事で地下構造物を撤去する方法で、この資料の左下のほうに写真を掲載しております。2つ目の工法は、矢板とアンカーで土留めを行う「土留め工法」になります。以上の2つの工法の内、より安価な工法で、解体工事を行う予定です。

オールケーシング工法は、約200回のボーリングが必要となります。一方、土留め工法は、ごみピット周辺の地下が、かなり硬い地質である中の作業となります。いずれかの工法を選択することになりますが、通常の工法に比べて、高額となることから今回補正をさせていただくものでございます。

続いて要因②ですが、想定以上の物価高騰です。これは、令和7年度の当初予算では、平成30年度～令和4年度までの同規模施設の解体工事を参考にしています。当時も物価高騰を考慮して算定しましたが、人件費のみならず、燃料費、材料費など、様々なものが高騰しており、想像を上回る費用となったためです。

要因③、施設内の貯留水の処理です。これは、地下水や雨漏りが原因と思われる大量の水が工場内に、特に、ごみピットの中に、かなりたまっております。その水を適正に処理するための費用が発生したものでございます。この水につきましては、廃棄物焼却施設という性質上、僅かに残った焼却灰等により汚染されている可能性がありますので、しっかり除染を行い、下水道排除基準等を満たした上で、バキューム車でくみ取り、秋里下水終末処理場に直接搬入する方法等を検討しております。また、水処理後の残渣、汚泥などにつきましては、産業廃棄物として、厳重にしっかりと管理し、処理することとしております。

以上が要因の説明です。続いて、この補正予算に伴います債務負担行為の補正についてです。予算書の9ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正でございます。

下段の、変更の欄を御覧ください。神谷清掃工場施工監理・解体工事費でございますが、補正前は令和8年度～9年度の限度額9億1,608万円でございます。補正後は、令和8年度及び9年度にそれぞれ2億624万8,000円を加算し、合計額4億1,249万6,000円を増額し13億2,857万6,000円に補正するものです。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 小林鹿野町総合支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林でございます。補正予算説明資料の5ページのほうにお戻りください。説明資料5ページの下の段のほうでございます。補正予算書29ページ、事業別概要は39ページになります。土木費、都市計画費、公園管理費の中の鹿野城跡公園管理費でございます。補正額は22万2,000円でございます。鹿野城跡公園内における土地賃貸借契約に係る所有者との交渉について、議案第96号で提案させていただきます、民事調停による解決を目指し、調停遂行に要する顧問弁護士の着手金等、委託料の計上をお願いするものでございます。一般会計の説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

本日の説明は、説明のみということであります。委員の皆様、字句の確認等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしということで、次に参ります。

議案第86号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第86号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算の説明を、執行部、お願いいたします。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。資料1の8ページを御覧ください。議案第86号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算でございます。これは、総務費、総務管理費、維持管理費が2,000円増額となります。積立金、鳥取市電気事業基金の2,000円減額ですが、これは、令和6年度の消費税中間申告納付の停滞によりまして、延滞税の納付のため、2,000円をこのたび補正するものでございます。

電気事業特別会計から消費税の申告・納付につきましては、年間2回、3月に中間納付、9月に確定申告による納付を行っております。このたびの消費税の中間納付に係る納付におきましては、3月の納期限に間に合うよう支出し、財務会計システム上では、処理、決済を完了していました。4月中旬頃に、税務署から連絡を受けまして、消費税の中間納付が未納であることが発覚いたしました。直ちに納付手続を行いました。これにより、1,600円の延滞税が発生し、予算計上をしたものでございます。

これまで3月の中間納付につきましては、全課税期間、4月1日～3月31日の納付額のおよそ2分の1の額を支払うよう、税務署からメールで金額が通知されて、その後に納付書で支払いしていました。9月の確定申告、確定納付につきましては、e-Taxで確定申告を行い、納付書により、税務署に消費税の納付を行ってまいりました。

令和6年の中間納付から、税務署から出納室経由での納付書支払いではなく、ダイレクト納付を行うよう依頼がありました。生活環境課も、今年、令和7年3月の納付より、ダイレクト納付へ移行することとしまして、出納室が開設した指定の決済口座へ、期限内に支出しました。この処理により、納付までの手続が終了したものと認識をしていましたが、税務署から、未納の連絡を受けて確認をいたしましたところ、ダイレクト納付に係る手続が一部完了していなかったことが判明しました。具体的に申しますと、本市から税務署へのダイレクト納付決済口座の登録は出納室が行い、登録できていたものの、担当課が、e-Tax上で行うべき各特別会計への消費税、納付金額を、当該口座から引き落とすための納付情報登録手続を行う必要がありました。それが徹底されていなかったため、未納が判明したものでございます。そのため、出納室のダイレクト納付用の決済口座から、税務署への納付ができていなかったというものでございます。

このたび、初めて手続しました3つの特別会計、今回、我々の電気特会、また、温泉特会、市場特会が対応できていなかったということを踏まえまして、納税が必要な各課が連携をしっかりと図り、今後は、このようなことがないように、適正な事務執行を徹底していく所存でございます。大変申し訳ないと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

議案第 87 号鳥取市自治基本条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 87 号鳥取市自治基本条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。議案第 87 号鳥取市自治基本条例の一部改正について御説明申し上げます。付議案は、5 ページ～7 ページになりますけれども、お配りしております資料 2 のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

資料 2 の 2 ページを御覧いただきまして、鳥取市自治基本条例の見直しにつきましては、本年 3 月の総務企画委員会におきまして、検討状況を御報告したところでございますが、その後、市民政策コメントの実施などを経まして、このたび、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、大きく 5 項目ございます。資料 3 ページを御覧いただきたいと思っております。まず 1 つ目に、事業者を新たに明記してございます。民間企業等の事業者による地域活動や、市政への参画が進んでおりまして、事業者がまちづくりに与える影響は大きくなっております。事業者は、自治の主体として明確にするため、事業者を自治の主体として明確にするため、第 2 条の定義に明記するとともに、新しい第 9 条に、地域社会に関わる主体の一員としての事業者の権利を設けることとしております。

2 つ目でございます。本条例の名称にも使用されております自治を、より身近な言葉として感じていただくように、第 2 条の定義に規定するとともに、本条例におきまして、重要な用語であります、協働の定義を、実態に合わせまして、より具体的な表現に補強しております。

3 つ目でございます。多義的な表現でございます、コミュニティーにつきましては、本条例での位置づけを明確に示しまして、市民の皆様にも、より身近な存在として認識していただくように、コミュニティーを地域活動団体と非営利活動団体に分けまして、分かりやすい表現に置き換えますとともに、第 5 条では、それを、それぞれの役割も明記しているところでございます。

資料 4 ページを御覧ください。4 つ目でございます。本条例に規定をいたします、市民の責務・役割が果たせない場合があることも考慮いたしまして、他者から強要されることなく、自発的な意思によって、できる範囲で、まちづくりへ参画・協働することを、第 5 条の参画と協働の原則に加えることとしております。

5 つ目でございます。予測困難で、いつでも起こり得る災害に対しまして、日頃からの備えを強調した条文を、第 25 条の危機管理に追加するとともに、隣近所による緩やかなつながりの関係も含めまして、日頃から幅広い主体同士で助け合える関係づくりをイメージしやすいように表現を変更しております。

以上、御説明いたしました見直しを反映した改正条例を、本年 4 月 1 日から施行いたしまして、市民の皆様や、様々な自治の主体に、本条例の内容をさらに周知いたしまして、本市の参画と協働のまちづくりを、一層推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

聞き取りにくかった点や字句の確認、よろしいですか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、市民政策コメントを実施してっていうふうに御説明があった

んですけども、今度の審査の委員会のときまでに、市のホームページのほうに、その結果が出るのかどうか、それだけ教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。はい、ただいま内部の決裁中のございまして、まもなく市のホームページにアップさせていただく予定にしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 次に参ります。使用してないときは、マイクはオフにしといてやってください。

議案第91号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第91号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、執行部、説明をお願いいたします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課、河上です。では、議案第91号関係、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明させていただきます。付議案は29ページ、資料につきましては、資料2の12ページをお開きください。資料のほうで御説明させていただきます。

辺地法の規定に基づきまして、鳥取市河内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、一部事業追加により、変更するものでございます。

辺地の要件といたしましては、当該地域の人口が50人以上かつ、辺地度点数が100点以上である地域となりまして、本市では、これまで11地域指定しております。現在計画がありますのは、国府町の栃本と、今回のこの河内の2地域となります。計画に位置づけられることによりまして、辺地対策事業債の活用が可能となります。

次のページをお開きください。鳥取市河内辺地についてですが、ここに記載のとおり、辺地度点数が107点ということで、辺地の要件を満たした該当する地域となります。

このたびの事業の変更内容につきましては、安蔵森林公園及び安蔵公園スキー場の修繕に伴うもので、計画期間を令和3年度～令和7年度といたしまして、事業を追加するものです。

この表の中段の事業、安蔵森林公園ですが、こちらは、給水設備の改修を行うもので、改修事業費2,400万円、全て一般財源といたしまして、辺地対策事業債の予定額も、同額の2,400万円となります。

また、下段、その下の安蔵公園スキー場の改修、こちらにつきましては、経年劣化で傷んだ人工芝の張り替えなどとして、事業費1,441万5,000円、こちらも、全て一般財源としておりまして、辺地対策事業債の予定額は、端数処理いたしました1,440万円ということで変更するものでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認、ありますか。

なしと認め、次に参ります。

議案第92号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第92号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について、説明をお願いい

たします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課、河上です。それでは、続きまして、議案第92号関係ということで、鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明させていただきます。付議案は31ページになります。資料2につきましては、14ページをお開きください。

過疎法の規定に基づきまして、鳥取市過疎地域持続的発展計画の一部を、事業を追加することにより、変更させていただくものです。

過疎地域につきましては、過疎法に定められた人口要件と財政力要件に合致する地域で、本市では、福部地域・河原地域・用瀬地域・佐治地域・青谷地域が指定されております。過疎地域持続的発展計画に事業を位置づけることで、過疎債を活用することができ、円滑に事業が遂行できるというふうに考えております。

次のページに、追加事業を掲載しております。まず、福部地域に該当する事業といたしまして、1つ目が、ループ麒麟獅子バス車両1台の更新事業。

2つ目が、福部ほっとスイミングプールのファンコイル配管を更新する事業となります。

3つ目が、河原地域の事業といたしまして、河原学校給食センターの炊飯室に、空調を整備する事業となります。

以上の3事業について、計画に追加するものでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様、よろしいですか。

議案第96号調停の申立てについて（説明）

◆吉野恭介委員長 引き続き、議案第96号調停の申立てについての説明を、執行部、お願いします。小林鹿野町総合支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。議案第96号調停の申立てについて御説明させていただきます。付議案は39ページです。説明資料16ページ、こちらの資料に従って説明させていただきます。

最初に、経過でございます。鹿野城跡公園は、平成2年度から計画し、平成4年から7年度にかけて、その中ほどの航空写真にあります、内堀・外堀周辺の石垣修復ですとか、その他の公園修景整備を旧鹿野町で行ったものです。当該土地、借用をしております土地は、整備に併せて買収交渉を行った経緯はあるようですが、まとまらず、賃貸借契約により、事業を行ったものです。

平成7年度の前契約の翌年度以降、相手方の所有者の意向に沿い、毎年賃料の値上げを行う契約を締結してきました。契約金額は、平成7年度当時、年額7万1,048円でしたが、昨年度、令和6年度は20万9,668円となっております。

平成27年度に、市の内部で、行政財産使用料の算出方法による額を、市として妥当な額と考え設定して以後、値上げ率の抑制を交渉してきましたが、実現せず、昨年度の契約の交渉であります。令和5年度に交渉した当時、昨年度の契約で、その上限、基準となる額に達したため、その交渉当時から、賃料の据置き及び複数年での契約など、見直しをお願いし、所有者と交渉

を続けてきました。しかし、契約期限である昨年度末までに、合意に至りませんでした。

所有者方は、賃料の合意ができないのであれば、更地にしての土地返還を求めるとの主張です。交渉は平行線のままとなったため、顧問弁護士と相談し、第三者である調停委員に、お互いの意向を聴いていただき、双方の歩み寄りを促す、民事調停の手続を利用して、議案の3にございますような、3の調停申立ての趣旨にもあります、賃貸借の継続性と適正な賃料について、解決することを目指すものです。

それから、資料2番目の場所でございます。お借りしてる土地の場所でございます。左側の航空写真、御覧ください。中ほど、鹿野学園の王舎城学舎がございますが、その写真下側が、内堀です。さらに、その下側に、森のようなところがありますが、これが、天守跡や城山神社がある城山になります。その間のあずまやがある庭園の約半分が、お借りしている場所になります。真ん中の写真と、右側の写真のような現状でございます。ここは、公衆トイレの前でして、駐車場や城山への入り口も近く、来園者が多く立ち寄る場所でありまして、春には、ライトアップされた桜の撮影スポットのすぐそばで、景観上も重要なおところとなっております。そういった立地のところでございます。

3番については、先ほど、補正予算の案で説明しました、調停遂行に係る弁護士への委託料についてです。

4番の今後のスケジュールですが、本案件、可決をいただきましたら、すぐに顧問弁護士と委託契約を交わして、調停の申立てを行い、本年中に複数回の調停の実施を予定しているところでございます。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分の説明を、執行部、お願いいたします。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。本年3月に、令和6年度一般会計予算の補正を専決処分いたしましたので、報告をさせていただきます。資料1の2で御説明いたします。なお、歳入につきましては、歳出の中で詳しく説明をさせていただきます。説明が重複しないよう、省略させていただきますことを御了承ください。

4ページを御覧ください。総務費、総務管理費、公民館費、地区公民館施設管理費、予算書は、令和6年度一般会計補正予算書27ページでございます。

そして、資料一番下になります。生活環境課が所管となりますが、衛生費、衛生費、清掃工場管理費、施設維持管理費、予算書は、同予算書の31ページになります。

これらは、いずれも、地方債から一般財源に財源更正をさせていただいたものでございます。予算編成時におきまして、起債の充当率が100%ではない事業につきましては、起債が充たらない部分に、行政改革推進債を充当しておりました。行革債は、後に償還をしていきます元利償還金が、普通交付税の算定に算入されない起債でございます。3月に、特別交付税の増などで、

歳入が増加する見込みとなりましたので、全ての行革債を一般財源に振り替える、財源更正の専決処分をさせていただいたものでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。資料は、同じく4ページの真ん中、2項目めでございます。戸籍住民基本台帳費、戸籍事務費、事業名、戸籍の振り仮名記載事務費、補正額1,188万3,000円の減額について御説明いたします。予算書は27ページとなっております。令和7年2月議会におきまして、国の補正予算に呼応し、戸籍への振り仮名記載に係る通知の作成・発送に係る事業費として、2,739万円を計上いたしまして、財源は、全て国の補助金ということで採択いただいておりますけれども、国の補助金の内示額が1,272万5,000円であったことから、事業内容を見直しまして、1,550万7,000円に事業費を圧縮したため、1,188万3,000円を減額するとともに、財源更正を行ったものでございます。

見直した事業内容でございますが、2月補正の時点では、通知の印刷、送付しない通知の抜き取り、発送、返送された通知の管理を一括して委託する内容で計上しておりましたが、見直し後は、通知の印刷のみ委託といたしまして、その他の業務は直営で行うことといたしました。

変更後の財源内訳は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が1,272万5,000円、一般財源が278万2,000円でございます。なお、事業費の1,550万7,000円は、令和7年度繰越明許費に計上しております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

ここで、議案説明のみで、報告のない部署の方は御退席ください。

報告第7号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。

まず、報告第7号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いいたします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。報告第7号繰越明許費繰越計算書について、所管に属する部分について御説明いたします。資料は、令和7年6月市議会定例会付議案の48ページを御覧ください。

上から3段目、4段目を御覧ください。総務費、戸籍住民基本台帳費の2件について御説明いたします。

まず、3段目の旧氏の振り仮名記載事務費、翌年度繰越額5万3,000円でございます。これは、国の補正予算に呼応して、令和7年2月議会の補正予算に計上し、採択いただいた予算の全額を繰り越すものでございます。この事業は、戸籍への氏名の振り仮名の法制化により、住民票の氏名と旧氏にも振り仮名を記載することとなりましたので、旧氏を住民票に登録しておられる方に対して、仮の振り仮名を確認していただくための通知を郵送するものでございます。通知の件数は、約200件を見込んでおります。財源は全て、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

続いて、戸籍の振り仮名記載事務費でございます。翌年度繰越額 1,550 万 6,450 円です。先ほど、議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてで説明したとおり、専決補正予算で計上した事業費を繰り越すものでございます。財源内訳は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が 1,272 万 5,000 円、一般財源が 278 万 2,000 円でございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見等がありますか。よろしいですか。
なしと認め、次に参ります。

報告第 14 号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告第 14 号専決処分事項の報告について、佐治町総合支所、お願いします。
下田佐治町総合支所長。

○下田俊介佐治町総合支所長 佐治町総合支所、下田でございます。報告第 14 号公用車事故に係る損害賠償の額及び和解についての専決処分を行いましたので、報告させていただきます。付議案は 77 ページ、委員会の資料は、資料 2 の 17 ページでございます。公用車の交通事故、物損事故でございますが、これに伴います損害賠償の額及び和解について、5 月 19 日付で専決処分を行いましたので、報告をさせていただくものでございます。

相手方は、鳥取市内に在住の方でございます。概要といたしましては、令和 7 年 4 月 1 日に、当日付で着任しました、佐治診療所の医科医長が、関係各所に挨拶周りに出かけました。出かけた際には、支所の事務職員が運転する公用車で出かけたものでございますけれども、診療所に医科医長を送り届けまして、業務が終了し、支所に帰ろうとして、公用車を、後方の確認が不十分のまま、バック発進をさせてしまいました。そうしましたところ、歯科の診療所の前に止めておられました相手方の車両に気がつかず、相手方車両の左前方に、公用車の左側の後ろが衝突したというものでございます。相手方の車両に人は乗っておられませんでしたので、車両を破損してしまう物損事故となりました。損害賠償の額は 36 万 7,301 円でございます。鳥取市の過失割合を 10 割としまして、相手側に対し、36 万 7,301 円の支払いの義務があることを認め、令和 7 年 6 月末限り、相手方に送金して支払い、相手方は、その余の請求を放棄するというものでございます。

このたび、総合支所の職員が、公務中に市民に御迷惑をおかけする交通事故を起こしてしまいました。大変申し訳ございませんでした。該当の職員をはじめまして、支所の職員全体に、公私にかかわらず交通安全に努め、交通ルールを守り、交通事故の防止、交通安全意識の高揚を図るよう、指導・啓発しております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 1 つお聞かせください。過失割合は、市の 10 割ということであります。それで、今写真ちょっと見させていただくところですが、どこがどうなってるんかっていうぐらいの損傷にしか見えんようですけれども、この損害賠償の 36 万 7,301 円の内訳を聞かせてください。

◆吉野恭介委員長 下田支所長。

○下田俊介佐治町総合支所長 佐治町総合支所、下田でございます。修繕の内訳といたしまして、フロントのバンパーの交換と、フロントタイヤの上でございます、フロントのパネルの交換が必要という判断がされております。なお、この車両は、新車購入から6か月程度で、走行距離が1,000キロ程度の車でございます、修理の際にも、そのような修繕をすることが適当であろうと、修繕業者からも報告をいただいたところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 2年、3年乗った車だったら、どの程度になるんかお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 下田支所長。

○下田俊介佐治町総合支所長 すみません、その辺りの比較を、依頼はしておりませんので、なかなか正確な数字を持ち合わせてはおりませんが、交換ではない方法でありますれば、若干の安価に済んだものであろうとは想像しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか、質疑、御意見ありますか。
なしと認め、次に参ります。

戸籍への氏名の振り仮名記載について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 戸籍への氏名の振り仮名記載について、市民課、説明をお願いします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。戸籍への氏名の振り仮名記載について御報告いたします。資料は、同じく資料2の18ページを御覧ください。2月議会の委員会では、補正予算の概要として説明をさせていただきましたが、改めて、戸籍への氏名の振り仮名記載の進め方、スケジュールについて御説明いたします。

1の背景でございます。令和5年6月、戸籍法の一部改正によりまして、本年、令和7年5月26日から、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることとなりました。

2番、事業の概要でございますが、この5月26日以降、3か月以内に、本籍地の市町村が、原則、戸籍の最初に載っている人、いわゆる筆頭者に、仮の振り仮名を通知するので、それを確認していただきます。振り仮名が正しい場合は、届出は不要となっております。そして、届出しなくても、最終的には、届出のない方は、来年の8年5月26日以降に、市区町村長が、法務局の許可を得て、通知した仮の振り仮名を戸籍に記載することとなります。

一方、通知された振り仮名が異なる場合は、届出が必要となってまいります。氏は、氏の振り仮名の届け、名は、名の振り仮名の届けというふうに、氏と名の届出が別々に必要となりますけれども、基本的な戸籍の届出であります、婚姻届、離婚届、離婚の際に称していた氏を称する届、転籍届に限りまして、ちょっと届け書の余白があるところがあるんですが、そこに、振り仮名の届出を行う意思表示をすることで、併せて氏名の振り仮名の届出をすることも可能となっております。届出期間は、令和7年5月26日～令和8年5月25日までの1年間でございます。届出方法は3つありまして、マイナンバーカードを持っておられる方は、マイナポータルを利用してオンラインでの届出、郵送での届出、窓口での届出になります。

なお、この5月26日以降は、出生届出等で、新たに戸籍に記載される方については、同時に振り仮名が記載されることとなります。振り仮名は、一般の読み方、つまり、漢和辞典等に記載があるかどうかというような内容を審査いたします。一般の読み方でない場合は、名づけの由来等の記載であるとか、新聞や雑誌等を引用するなどして説明していただく必要がある場合もあります。振り仮名として認められる読み方がどうか、市町村で判断ができない場合は、法務局や法務省に照会するというようなこととなります。また、既に戸籍に記載されている方は、社会的に通用している書面、例えば、パスポートや通帳等を確認させていただくこともあります。そして、その戸籍の届出に基づきまして、住民票にも、氏名の振り仮名を記載するという流れとなっております。

続きまして、19ページを御覧ください。今後のスケジュールでございますが、6月下旬には、とっとり市報7月号に、関連記事を掲載いたします。8月中には、鳥取市が、戸籍、本籍の方に向けて、仮の振り仮名の通知を発送いたします。約10万通を見込んでおります。

通知の様式につきましては、20ページを御覧ください。これは、法務省が示している様式でございます。これを基に、現在、本市の通知を作成中でございます。戸籍の編製は、筆頭者と、その配偶者と、その子で編製されますが、同じ戸籍でも、住所ごとに通知を発送いたします。

通知の右下を御覧ください。音声コード書いてあると思うんですが、目の不自由な方にも通知の内容を確認していただけるように、Uni-Voiceの音声コードを印刷することとしております。ちょっと薄くて、見えづらいかもしれません、申し訳ございません。19ページにお戻りください。3の今後のスケジュールの続きでございますが、令和8年5月25日が、氏名の振り仮名の届出期限となります。そして、5月26日以降、届出をされてない方の振り仮名を職権で記載していくというようなことでございます。

お問合せ先ですが、法務省が、振り仮名専用のコールセンターを設置しておりまして、制度や、一般的な問合せに対応しております。本市も、振り仮名専用電話を設置しております。

5番の留意事項でございます。ほかの行政手続等、例えば、パスポートであるとか、年金の受給であるとか、そういったことにおいて、既に使用している氏名の振り仮名が、戸籍上の氏名の振り仮名と異なる場合は、例えば、口座の振り仮名の変更手続が必要になったりであるとかってというようなことがございます、必要となってくる場合がありますので、こういった不具合といいますか、気をつけなければならないことについても、内容をしっかり周知してまいりたいというふうに考えております。

最後に、参考といたしまして、戸籍と住民登録関係の統計を掲載しております。戸籍への氏名の振り仮名記載は、図の中に、Aという囲みがあると思うんですが、Aの方が関係することはもとより、戸籍の氏名の振り仮名の届出に伴いまして、住民票にも反映させる必要があります。図のBの枠のうち、本市が本籍でない方も、他市町村からの通知によって、振り仮名を職権記載することとなりますので、全ての市民に関わる内容となっております。

このことから、本委員会以外の議員の皆様にも情報提供をするよう、委員会終了後、本資料をSideBooksに掲載する予定としております。報告は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

通知のサンプルは、タブレットのほうは、少し見やすいかなと思いますので、それ見ながらでも結構です。質疑、御意見を、委員の皆様からお願いします。坂根委員。

◆坂根政代委員 19ページの5の留意事項のところで質問なんですけど、他の行政手続、パスポートとあります。実際、私の友人は、別姓使用しております、パスポートは別姓で使ってるんです、県の許可を得て。こういった場合は、どうなるんでしょうか。これからの検討課題に。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。その別姓使用との整合に関しましては、ちょっと情報がございませんので、次の委員会までに確認をしたいと思っております。申し訳ございません。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか、質疑、意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 前回ですね、通知のはがきが行って、そのとおりでよければ返送しなくて構わないと。基本、返送がなければ、行政が把握をしている振り仮名を振ると、そういう説明だったかと思うんですけど、よく、行政から通知出して、宛先不明で戻ってくる分があるんじゃないのかなと思うんですけど、この通知はがきに戻ってきた場合の扱いってというのは、どうなるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。一応、国の予算の中には、返送をする予算は見えておりません。ですので、返送、再送ですね、再送する予算は入っておりませんので、再送する予定はないのですけれども、届かなければ、お問合せがあると思っておりますので、その中で、お話の中で解決できればと思っておりますし、もし、お問合せがなくても、そのまま記載されることとなるのですが、この令和8年の職権記載をされた後に、それが気づいたとしましても、1度、1回は、御自身の届出で修正が可能となりますので、その際に、正しいものに変えていくっていうことは可能となります。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ほかの自治体が、どういうふうに対応されていくのかは分からないんですけど、前にね、臨時特別給付金っていうのが、皆さんに、住民税非課税の人に送ったときに、やっぱり返送されてくるものがあるって、その対応が、本当に、この鳥取県内の自治体でも、扱いが違って、戻ってきた住所に訪ねて行って、本当にいるのかいないのかとかね、そこまで確認をされたりして、あとは、もう相手から何か連絡が来るまで待つしかないとかっていうことで、保管をね、役所のほうでしてたりとか、ほかの担当部署で把握をしてる、何か別の住所っていうんですかね、例えば、施設だったり、そういうところに入っとられたっていうことで、そこに御連絡を入れたりとか、その自治体によって、全然対応が違ってたんですよ。たしか、鳥取市は、そのまんまやったと思うんですけどね。だから、この送り返されてきた場合、もう宛先にいなくて、その場合どうするのかっていうのは、ちょっと他都市の事例なんかも、これからの話ですので、情報を集めていただいて、ちょっとそこは検討していただけたらなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。本当に、これからのことですので、状況を情報共有しながら考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 そのほか、質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、これで市民生活部の説明を終わります。執行部の皆様は御退室ください。

【その他】

委員会視察報告書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、その他の項ということで、委員会視察報告書についてに入ります。皆様から提出いただいた視察報告書を基に、所見の部分を抜粋して、事務局のほうで資料を配付させていただくとお思います。御確認をお願いします。

本日やりたいのが、議会だよりに載せる、総務企画委員会の視察先の内容ですね、1・2・3、東海市・大垣市・浜松市の内容、どれを代表として載せたらいいのかということを決めていきたいと思っております。ぱっと見られて、印象が強かったところ、鳥取市に、ここはというようなところがあれば、それを採用していきたいと思っておりますが、御意見ををお願いします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 静岡県浜松市の移住定住の取組はどうでしょうか。支援策、独自支援策①・②ということがあったので、これを文字にすると、どういった特色を勉強してきたのかを、見る市民の方も分かりやすいんじゃないでしょうか。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、御意見ありませんか。一通り目を通していただいて、2分後に、皆さん、当てますので。判断しといてください。

そろそろお時間になりました。まとめは、また後で考えますので、どっかっていうところをちょっと、印象深かったりしたところを教えていただければと思います。

右側の浅野委員のほうから、教えていただければと思います。

◆浅野博文委員 ちょっと判断がなかなか難しく、DXを活用した大垣市の防災の取組ですね、それと、この浜松市の移住定住の取組について、どちらもいい取組だなんてことで、なかなか判断がつかないんで、皆さんの御意見聴きたいほうです。以上です。

◆吉野恭介委員長 浅野さんは、大垣市と浜松市。星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、このDX、防災の取組が、危機管理部長も同席しとったときに、鳥取市でも導入をする方向でということと考えとるということだった。ただ、この大垣市さんについては、コロナ禍においての、こういう取組ということであっただけでも、今はもう停止をしとるということ、業者とも契約は結んでないということだったわけですが、取組としては、やはり備蓄から、全てにおいて、避難所の詰み具合とか、いろんなことが一目で分かるという管理の仕方、しやすさというようなところからも、こういう危機管理っていう部分からいけば、頻発する災害に対応するためには、非常にいい取組かなというふうに思いました。

それから、この静岡県浜松市の移住の取組も、非常に素晴らしいところあるわけですが、やはり大都市圏ながらの、財政に余裕のあるところであるからこそ、手厚い支援がなされておるわ

けで、鳥取市にこういう支援策をって言われても、やはり、独自の財源では難しいかなというふうに思いましたし、それから、私、質問したのが、地域おこし協力隊の活用はどうかといったときに、ほとんど使っていないと回答があったんですが、中山間地等については、これから考えていきたいということを言われたんだけど、鳥取市は、そういった方向を大いに活用しながら、移住定住っていうものの促進は図っていくべきだというふうに思います。ですので、個人的にはですね、大垣市さんの防災の取組についてということ。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 私も迷います。ただ、何か先回の見ると、先回も防災のことを載せてるので。先回、防災の関係を載せとられたので、私は、移住定住の取組で、特にいいなあと思ったのは、その支援金の額ではなくって、実際やっぱり、このウェルカム集落制度、鳥取にはないような制度があったりとか、あと、商工会議所と連携をして、移住定住を図ってるという、こういう関係をちょっと載せたらどうかなというふうには思いました。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員は変わらない。

◆雲坂 衛委員 はい。

◆吉野恭介委員長 米村委員。

◆米村京子委員 関連しまして、坂根委員さんと同じように、移住定住のことについて興味がすごくあったもんですから、移住定住のことと、商工会議所との連携っていうのが、すごくいいことだなと思いました。ですから、それで、私はよろしいと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、こだわりが別になくなってですね、どこもいろいろと学ばせてもらう点があったので、それで、昨年を見ると、防災なので、やっぱり重なるよりかは、違うところでいいかなと思いますので、移住定住が結構出るので、私も移住定住でいいと思います。

◆吉野恭介委員長 吉野は、実は、大学連携がええかなと思っておったですけど、手挙げが多い方の移住定住ということで、今回はさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 文言については、正副委員長のほうで原案を作成して、次回に御提案をさせてもらおうと思います。御了解ください。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 そのほか、皆さんのほうから何かありますか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 以上で総務企画委員会、終了します。お疲れさまでした。

午後2時53分 閉会

令和7年6月定例会 総務企画委員会

(議案説明、陳情審査、報告)

日時：令和7年6月16日(月)

午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明】

- 議案第82号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】
- 議案第88号 鳥取市税条例の一部改正について
- 議案第89号 鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第93号 財産の取得について
- 議案第94号 財産の取得について
- 議案第97号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】
- 議案第98号 専決処分事項の報告及び承認について

◎報告

- 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】
- 報告第11号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】
- 麒麟のまち「官民連携プラットフォーム」の包括化について(中央人権福祉センター)

◎陳情【質疑・討論・採決】

< 陳情(新規) >

- 令和7年陳情第7号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情

企画推進部

◎議案【説明】

- 議案第82号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】
- 議案第97号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎報告

- 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】
公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況等について（政策企画課）
旧本庁舎跡地広場の駐輪場について（政策企画課）
新たな文化施設の整備に関する基本構想（案）について（文化交流課）

市民生活部

◎議案【説明】

- 議案第 82 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）【所管に属する部分】
議案第 86 号 令和 7 年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 87 号 鳥取市自治基本条例の一部改正について
議案第 91 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 92 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第 96 号 調停の申立てについて
議案第 97 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎報告

- 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】
報告第 14 号 専決処分事項の報告について（佐治町総合支所）
戸籍への氏名の振り仮名記載について（市民課）

その他

- 委員会視察報告書について